

平成30年3月佐川町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成30年3月2日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 平成30年3月2日 午前9時宣告

開 議 平成30年3月2日 午前9時宣告（第1日）

応招議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田	昌平
	7番	森	正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦	隆起
	10番	岡村	統正	11番	中村 卓司	12番	永田	耕朗
	13番	西村	清勇					

不応招議員 14番 藤原 健祐

出席議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田	昌平
	7番	森	正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦	隆起
	10番	岡村	統正	11番	中村 卓司	12番	永田	耕朗
	13番	西村	清勇					

欠席議員 14番 藤原 健祐

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	教 育 次 長	片岡 雄司
副 町 長		産業建設課長	田村 正和
教 育 長	川井 正一	健康福祉課長	田村 秀明
会計管理者	真辺 美紀	町 民 課 長	和田 強
総 務 課 長	麻田 正志	国土調査課長	橋掛 直馬
税 務 課 長	森田 修弘	農業委員会事務局長	吉野 広昭
収納管理課長補佐	戸田 郁	病院事務局長	渡辺 公平
チーム佐川推進課長	岡崎 省治		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 5 番 坂本 玲子 6 番 邑田 昌平

平成30年3月佐川町議会定例会議事日程〔第1号〕

平成30年 3月 2日 午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|---------------------------------|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸般の報告 |
| 日程第4 | | 行政報告 |
| 日程第5 | 報告第1号 | 専決処分の報告について(工事請負契約の変更契約の締結について) |
| 日程第6 | 議案第1号 | 平成29年度佐川町一般会計補正予算(第7号) |
| 日程第7 | 議案第2号 | 平成29年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第8 | 議案第3号 | 平成29年度佐川町学校給食特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第9 | 議案第4号 | 平成29年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第10 | 議案第5号 | 平成29年度佐川町介護保険特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第11 | 議案第6号 | 平成29年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第12 | 議案第7号 | 平成29年度佐川町水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第13 | 議案第8号 | 平成30年度佐川町一般会計予算 |
| 日程第14 | 議案第9号 | 平成30年度佐川町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第10号 | 平成30年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 |

- 日程第 16 議案第 11 号 平成 30 年度佐川町学校給食特別会計予算
- 日程第 17 議案第 12 号 平成 30 年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 18 議案第 13 号 平成 30 年度佐川町介護保険特別会計予算
- 日程第 19 議案第 14 号 平成 30 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 20 議案第 15 号 平成 30 年度佐川町水道事業特別会計予算
- 日程第 21 議案第 16 号 平成 30 年度佐川町病院事業特別会計予算
- 日程第 22 議案第 17 号 佐川町用語等の整理に関する特別措置条例の制定について
- 日程第 23 議案第 18 号 佐川町例規等内容精査に伴う条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 24 議案第 19 号 佐川町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 25 議案第 20 号 佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 26 議案第 21 号 佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 27 議案第 22 号 特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 28 議案第 23 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 29 議案第 24 号 佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 30 議案第 25 号 佐川町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 日程第 31 議案第 26 号 加茂地区住民センター・老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第 32 議案第 27 号 佐川町消防団員任免に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 33 議案第 28 号 佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 34	議案第 29 号	佐川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 35	議案第 30 号	佐川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 36	議案第 31 号	第 5 期佐川町障害福祉計画の策定について
日程第 37	議案第 32 号	佐川町子ども・子育て支援事業計画の変更について
日程第 38	議案第 33 号	佐川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について
日程第 39	議案第 34 号	佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 40	議案第 35 号	佐川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
日程第 41	議案第 36 号	佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 42	議案第 37 号	佐川町教育相談所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 43	議案第 38 号	佐川町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 44	議案第 39 号	佐川町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 45	議案第 40 号	佐川町病院事業薬剤師人材育成奨学金貸与条例の制定について
日程第 46	議案第 41 号	町道路線の認定について
日程第 47	議案第 42 号	尾川地区集落活動センターたいこ岩の指定管理者の指定について
日程第 48	議案第 43 号	佐川町民プール及び佐川町民テニスコートの指定管理者の指定について
日程第 49	議案第 44 号	ふれあいの里尾川の指定管理者の指定について
日程第 50	議案第 45 号	佐川町永野共同集荷所（貯蔵施設）の指定管理者の指定について

議長（永田耕朗君）

おはようございます。ただいまから、平成 30 年 3 月佐川町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は 13 人です。なお、藤原議員から、体調不良のために欠席との届けが入っております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、5 番、坂本玲子君、6 番、邑田昌平を指名します。

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。本定例会の会期について、議会運営委員長から報告を願います。

議会運営委員長（西村清勇君）

おはようございます。3 月定例会の会期及び運営につきまして、2 月 26 日に議会運営委員会を開催し審議した結果を報告します。

本日 3 月 2 日を開会日とし、議案の上程までとします。3 日土曜日、4 日日曜日は休会といたします。5 日月曜日、6 日火曜日は一般質問を行います。7 日水曜日は予算勉強会のため休会といたします。8 日木曜日にも予算勉強会及び全員協議会を開催するため休会とします。9 日は議案質疑、討論、採決等を行い、閉会といたします。

本定例会の会期は、3 月 2 日から 9 日までの 8 日間に決定しましたので報告します。

なお、運営につきましては議長に一任しますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（永田耕朗君）

お諮りします。本定例会の会期を、議会運営委員長の報告のとおり、本日から 3 月 9 日までの 8 日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から 9 日までの 8 日間と決定しました。

日程第 3、諸般の報告を行います。12 月定例後の重立ったものについて報告します。

初めに、12 月 17 日、仁淀川町役場新庁舎完成記念式典に御案内を受け、町長と出席してまいりました。

1月7日、平成30年佐川町成人式が桜座で開催され、皆様とともに出席いたしました。式典は大変厳粛に行われ、議会を代表して96名の新成人にお祝いを申し上げてまいりました。

記念行事として、サタケ楽団の演奏ステージがあり、新成人たちと一緒に観賞してまいりました。

1月10日、新春恒例のえびす祭りが行われ、参加いたしました。商工業の振興と佐川町の発展を祈願し、おなばれでは商工会関係者や保育園児などとともに、太鼓や子供みこしなどにぎやかなかけ声とともに商店街を練り歩きました。

2月22日、第69回町村議会議長会定期総会が高知県自治会館で開催され、事務局と出席しました。

定期総会では、会務報告など2件、平成30年度議長会運営方針、一般会計予算など3議案が審議され、いずれも原案どおり決定されました。

引き続き高知県町村長・町村議会議長大会がクラウンパレス新阪急高知で開催されました。

この大会は執行部と議会が一体となった取り組みで、地方財政の充実・強化について2項目、農林水産業・地域の活力創造について14項目、南海トラフ地震対策及び防災・減災対策の推進について16項目、医療福祉施策の充実・強化について11項目、交通基盤等インフラ整備の促進について4項目を決議いたしました。また地方創生の推進に向けてと、参議院議員選挙の合区の見直しに関する特別決議も行い、高知県、県選出国會議員、関係行政機関へと実行運動を展開していくことを決定いたしました。

2月27日、高吾北広域町村事務組合第1回定例会が開催され、提出されました議案は条例改正案2件、平成29年度補正予算案4件、平成30年度当初予算案5件の計11議案であり、全ての議案が原案のとおり可決されました。

3月1日、県立佐川高等学校卒業証書授与式に御案内を受け、町長と出席してまいりました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長（堀見和道君）

皆様、おはようございます。本日は、議員の皆様方の御出席をいただき、平成30年3月佐川町議会定例会が開催できますことを厚

く御礼を申し上げます。また、日ごろは町政運営につきまして、御指導、御協力をいただきまして、改めて御礼を申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、行政報告をさせていただきます。

平成 30 年度の一般会計当初予算案を本定例会に提案させていただいておりますが、財政的に予算編成がますます厳しくなっております。

大まかに説明をさせていただきますと、来年度の歳出予算が、歳入予算よりも 10 億円ほど多かったため、不足する 10 億円は、基金を取り崩して繰り入れしているという状況であります。

これまで 5 年間、予算編成にかかわってきましたが、来年度が一番厳しい予算編成となっており、年々厳しさが増している状況があります。3 月補正予算や決算において、基金の取り崩し額が減少したとしても、この状況が続けば、10 年を待たずに基金が底をつくことが懸念されます。社会福祉の充実はもちろんのこと、公共施設や道路、農業用施設などの維持管理にも多額の予算が必要となります。

中期財政計画の厳しい見直しも含めて、中期的な視点での事業の見直し、再構築など戦略的に佐川町の経営改革を考えなければならないと実感しており、議員の皆様にもこの状況を御理解いただき、御指導いただければと考えております。

平成 30 年 4 月から、佐川町教育研究所を創設し、文教のまち佐川としての教育推進を図るとともに、ふるさと教育の体系化を初め、不登校対策、学力対策にも積極的に取り組んでいきたいと考えております。

昨年 12 月定例会でも報告させていただきましたが、現在、世界中の国々や企業、各種団体において、持続可能な開発目標、SDGs を踏まえた取り組みが展開されております。この SDGs は、2015 年 9 月、ニューヨークの国連本部において開催された国連持続可能な開発サミットの中で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において掲げられた 2030 年に向けて世界が合意した 17 の開発目標であります。

全ての関係者、先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者などの役割を重視し、誰一人取り残さない社会の実現を目指して、経済、社会、環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとされております。

内閣府では、この SDGs の取り組みを地方自治体でも推進し、

横展開を図っていくため、2月26日からSDGs未来都市及びSDGs未来都市の中でも先導的な取り組みを自治体SDGsモデル事業として選定するための公募をスタートしております。大変難しいテーマではありますが、佐川町も応募に向けて準備を進めているところであり、文教のまちとして教育を根本に据えた事業提案をしていきたいと考えております。

取り組みの概要としましては、佐川町らしい教育としての3つのしよく育を大切にし、学校教育や社会教育の場で学びを進めながら、農林業を核とする地域産業を創出することで、持続可能で幸せなまちづくりにつなげていくことを考えております。

3つのしよく育とは、食事の食、植物の植、職業の職、この3つの視点を大切にしたふるさと教育を意味しており、持続可能で幸せな中山間地域のまちづくりを考える上で、とても大切な教育だと考えております。

農林業を核とする地域産業の創出につきましては、一次製品の6次産業化を初め、さらにはその取り組みを着地型観光のメニュー開発につなげていくなど、面的な広がりをつくることで集落活動センターなどを拠点とした多くの町民がかかわるチームさかわとしての取り組みとし、少しでも町民の所得向上につながればと考えております。

佐川町としては、新しい教育に挑戦するという意味において、教育元年を迎えることとなり、未来に向けての文教のまち佐川づくりを町民の皆様と一緒に進めていきたいと考えております。議員の皆様にも、いろいろな御提言をいただきたいと考えておりますので、今後とも御指導よろしくお願い申し上げます。

次に、平成30年度一般会計当初予算案の概要につきまして、説明をさせていただきます。

一般会計の予算規模は、総額68億2,595万8千円。対前年度比3億159万3千円、4.6%の増額予算となりました。増額の主な要因は、高吾北広域清掃センター基幹的整備工事に伴う特別負担金及び町民テニスコート増設工事によるものであります。

国・県支出金等の特定財源を除いた一般財源で見ますと、平成29年度より、町税は242万8千円の減額を見込んでおります。

歳入の大半を占める地方交付税のうち、普通交付税は、平成30年度の国の地方財政計画から推計し1.5%の減少を見込み、特別交付

税は、ここ数年の決算額から推計し平成 29 年度と同額の 3 億円を見込んでおり、地方交付税全体としましては平成 29 年度より 3,300 万円減の 25 億 500 万円としております。

また、財源が不足するときに取り崩す財政調整基金からの繰入金、全体的に事業費が増加したため、平成 29 年度より 3 億 3,463 万 2 千円増の 7 億 5,019 万 7 千円としており、その結果、一般財源の総額としまして、3 億 1,419 万 2 千円増の 49 億 1,245 万 4 千円となっております。

続きまして、平成 30 年度の主要な事業について説明をさせていただきます。

まず、プール・サウナ及びテニスコート管理費につきましては、新たに 2 面を増設する佐川町民テニスコート整備工事を初め、施設の維持管理に係る費用として 1 億 3,763 万 4 千円を計上しております。

次に、教育研究所費につきましては、ふるさと教育の充実、不登校の改善、学力向上など教育研究所の設置・運営に係る費用として 2,496 万 7 千円を計上しております。

次に、地域おこし協力隊事業につきましては、自伐型林業の推進と実践に 13 名、観光振興に 1 名、農業担い手候補生に 5 名、さかわ発明ラボの運営に 8 名、プロポーザルに 2 名、ふるさと寄附推進に 1 名、牧野公園整備に 1 名の計 31 名、1 億 4,550 万円を計上しております。

次に、地域公共交通事業につきましては、さかわぐるぐるバス運行の委託料、予備車両 1 台の購入費用、廃止路線代替バス運行維持費の補助金などとして 4,361 万 8 千円を計上しております。

次に、地域づくり事業につきましては、尾川、斗賀野、黒岩、加茂地区の集落活動センターの活動支援などとして、969 万円を計上しております。

次に、あったかふれあいセンター事業につきましては、尾川、斗賀野地区に加え、新たに黒岩、加茂地区でも事業を開始することとなり、4 地区での事業運営に係る費用として 3,450 万 1 千円を計上しております。

次に、移住促進事業につきましては、県外への情報発信、PR 事業の推進、移住相談会への参加、移住促進住宅やお試し滞在施設の管理費用などとして、1,002 万 2 千円を計上しております。

次に、ものづくり推進事業につきましては、佐川町ブランド構築及び展開業務、さかわ発明ラボ企画・運営に係る費用として 1,563 万 3 千円を計上しております。

次に、間伐・作業路開設事業につきましては、従前から取り組んでおります緊急間伐総合支援事業に加え、新たに国の林業成長産業化モデル事業に取り組むために委託料、補助金として 3,088 万円を計上しております。

次に、木造住宅耐震化支援事業につきましては、防災意識の高まりによる申請増に対応するため、委託料、補助金として、5,539 万 8 千円を計上しております。

最後に、地方道路交付金事業につきましては、国の社会資本整備総合交付金の活用による町道改良工事等に係る費用として 2 億 8,300 万円を計上しております。

以上が、平成 30 年度一般会計当初予算案の概要になります。

続きまして、各課の所管事項について、これまでの行政報告と重複する内容もございますが、報告をさせていただきます。

初めにチーム佐川推進課の所管事項でございます。

まず、さかわぐるぐるバスについて報告いたします。

乗車実績につきましては、12 月は、乗客数 427 人、運賃収入 5 万 9,250 円、1 便当たりの平均乗客数は 1.18 人。1 月は、乗客数 402 人、運賃収入 5 万 4,400 円、1 便当たりの平均乗客数は 1.16 人となっております。本格運行開始後の利用実態を把握するため、1 月には、バスの運転手にヒアリングを行うとともに、2 月には、利用者が少ない地域や、道路が狭隘なため安全な運行に課題のある地域において、住民の方々と意見交換を行いました。今後も引き続き、住民の方々や関係者の御意見を伺いながら、おおむね 1 年程度のデータをもとに、よりよい運行ルートやダイヤ編成に努めてまいります。

次に、道の駅について報告いたします。

道の駅の整備につきましては、建設の有無を含めて、道の駅検討委員会を中心に検討を進めております。本年度は、12 月 27 日と 2 月 16 日に検討委員会を開催し、国道 33 号線に面した土地を条件に建設候補地の絞り込みを行いました。道の駅を整備することは、佐川町として大きな決断となりますことから、建設コストの見積もりや運営体制の構築を初め、さまざまな事柄を勘案しながら慎重に検討する必要があります。今後、まずは検討委員会の検討結果を踏ま

え、議会の御意見もお聞きしながら、建設候補地を決定していきたいと考えております。

次に、れんけいこうち広域都市圏構想について報告いたします。

高知市を中核都市とし、県内全市町村で進めておりますれんけいこうち広域都市圏構想につきましては、昨年 12 月、高知市を含む全 34 市町村議会において、連携協約締結の議決がなされました。2 月 7 日には、第 7 回目のビジョン策定懇談会が高知市で開催され、産業振興、広域観光、移住施策や防災対策の推進など、全 12 分野で 21 の具体的事業を掲げたビジョン案が了承されました。

3 月 28 日には、全市町村が参加し、連携協約の調印式がとり行われる予定となっており、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間の取り組みがスタートすることになります。佐川町におきましても、高知市の持つマーケットや強みを最大限に取り込みながら、観光を初めとする産業振興の推進や福祉分野の人材確保などの課題解決に努めてまいります。

次に、集落活動センターの取り組みについて報告いたします。

とかの集落活動センターあおぞらでは、初めてのこども食堂を、斗賀野小学校の代休日に合わせて 1 月 29 日に実施し、多くの子どもたちが訪れていました。地域では、内容や開催日等を考慮しながら、今後も継続して実施する方向で検討されております。

集落活動センターくろいわでは、2 月 14 日に土佐茶カフェが催され、訪れた人たちは、田園風景が広がる抜群のロケーションのもとで優雅な午後のひとときを満喫していました。

集落活動センターたいこ岩では、4 月 8 日に行われる尾川地区の春のイベント桜祭りのため、高知県立大学の学生が地域に入り、着々と準備を進めております。尾川地区における住民と学生の協働の地域づくりは、県内でもモデル的な取り組みとして知られており、引き続き、心の通った交流を深めております。

集落活動センター加茂の里では、2 月をシコクバイカオウレン花祭り月間と定めて、さまざまなイベントで盛り上がりました。なかでも、2 月 11 日から 18 日までの 1 週間は、ウオーキング大会や、自生地までのウオーキングコースを紹介した地図の配布、普段は平日に販売しているコロッケや焼き菓子の土日販売など、地域を挙げた取り組みが行われました。

次に、観光事業について報告いたします。

2月24日から3月4日まで、ことしも上町地区周辺におきまして、約200体のおひな様が見られる酒蔵の道ひな祭りが開催されております。3月1日からは、本町の観光大使、小野大輔さんのナレーションによる上町地区の音声ガイドがスタートしており、花見を中心とした春の観光シーズンの幕開けに合わせて、上町地区の楽しみ方がまた1つ増えております。

上町地区の観光客数は、昨年4月からことし1月までの10カ月間の合計が2万1,626人で、昨年度の同時期と比較して約4,800人、率にして約30%の増加となっております。また、この間におけるくろがねの会のガイド実績も4,233人と、昨年度より約700人、率にして約20%の増加となっております。

次に、まちまるごと植物園及び牧野公園関連事業について報告いたします。

2月25日に、一般の方を対象にした牧野博士ゆかりの山野草・種まき会を実施いたしました。

各中学校と連携した取り組みにつきましては、2月に尾川・加茂・佐川中学校で種まき会を実施し、3月以降、尾川・黒岩・佐川中学校において、お手入れ会を実施する予定となっております。

牧野公園ガイド養成講座は、全5回のうち4回目の講座が2月10日に行われました。これまで、毎回20名から30名の参加があり、牧野公園や牧野博士に関する座学のほか、佐川に自生する珍しい花のことなど、公園内で季節ごとに見られる山野草の勉強を行っております。

牧野公園を詳しく紹介したパンフレットも年度内には完成予定で、これらの取り組みを通して、来訪者が牧野公園の魅力をさらに感じていただけるよう、おもてなしの体制を充実してまいります。

次に、ものづくり推進事業について報告いたします。

さかわ発明ラボの運営状況につきましては、現在の場所でオープンした昨年4月末からことし1月までの約9カ月間に、延べ296人の利用者がありました。毎週木曜日に実施しております放課後発明クラブの参加者は、延べ234人を数え、小学生を中心に人気のプログラムとして定着しております。地域おこし協力隊による商品開発も徐々に増えてきており、これまで、幕末維新博用のコースターやキーホルダー、ピアスのほか、バイカオウレンなどの花をモチーフにした組み立て式の小物などを製作販売しております。引き続き、

オープンラボや商品開発を中心に運営基盤を固めていくとともに、学校教育や地域との連携を意識した取り組みをさらに進め、ものづくりの裾野を広げていきたいと考えております。

次に、アーティストとして採用している地域おこし協力隊の活動について報告いたします。

K O S U G E 1－16のユニット名で活動しております土谷享さんと車田智志乃さんが企画実施する、巨大紙相撲大会桜座場所が、いよいよ明後日、3月4日に行われます。2月には、巡業と称して町内5地区で、身長180センチメートルにもなる巨大力士づくりのワークショップを行い、個性豊かな四股名がついた約30体の力士が誕生しております。

本場所となる桜座場所では、本物の大相撲さながらに、行事のさばきのもとで迫力ある取り組みが見られます。升席で応援するもよし、実際に土俵をたたいて応援するもよし、入場は無料となっておりますので、多くの方に御来場いただくことを期待しております。

次に、地域おこし協力隊の採用状況について報告いたします。

来年度の採用につきましては、現在のところ、自伐型林業に1名、発明ラボ関連業務に3名、アーティストとして1名が決定しております。引き続き、自伐型林業に3名、牧野公園関連業務に1名の募集を継続して行っております。

次に、移住促進事業について報告いたします。

昨年12月15日、J R 東京駅近くの移住・交流情報ガーデンにおきまして、初の佐川町単独による移住相談会、まるごと佐川博を開催いたしました。担当者の努力はもとより、関係者に御協力をいただき各方面から広報活動を行った結果、目標を上回る335名の来場がありました。

佐川の自然や町並みを映像やパネルで紹介し、司牡丹の試飲、特産品の試食、販売を行ったほか、ふるさと納税コーナー、J A コスモスが実施している農業体験のPR、地域おこし協力隊による佐川産の木材を使ったスプーンづくりや、佐川の植物を使った小型箱庭づくりのワークショップなどを実施いたしました。

来場者の内訳は、佐川町出身者や佐川に関係のある方が多く、比較的じっくりと滞在していく方が見受けられました。また観光大使の小野大輔さんが自身のインスタグラムで周知していただいたこともあり、若い女性が多数訪れていました。なお、来場者のうち3

名の方からふるさと納税をしていただきました。来場者に実施したアンケートは、半数近くの 154 名から回答をいただき、中には佐川町に興味を持ち、実際に行ってみたいと答えていただいた方もいました。

今回のまると佐川博をしっかりと振り返るとともに、アンケートを生かし、佐川町のファンを増やす取り組みを進め、今後の移住促進につなげていきたいと考えております。

次に、総務課の所管事項でございます。

まず、職員採用について報告いたします。平成 29 年度の職員採用につきましては、第 1 次試験を 10 月 28 日、29 日に実施し、60 名の受験がありました。第 2 次試験は 11 月 26 日に実施し、その結果、佐川町職員の一員として今後の活躍が期待される一般行政職 8 名を採用することといたしました。

次に、緊急避難場所耐震化整備事業について報告いたします。

緊急避難場所となる庄田、竹ノ倉など 12 カ所の公民館の耐震補強工事が 1 月末に完了したことにより、耐震性が確保され、緊急時の避難場所として、地域の皆様に安心して御利用いただけるようになりました。これにより、本事業の対象として、耐震化が完了した公民館は、合計 22 カ所となり、耐震化率は 44%となっております。

次に、自主防災組織の設立状況について報告いたします。

上郷の霧生ヶ丘団地を中心とした地域と昨年自治会となった柳瀬団地の 2 地区で新たに自主防災組織が立ち上がり、町全体での 2 月末現在の組織率は 94.7%、組織数は 94 となっております。今後も、組織率 100%を目標に、自主防災組織連絡協議会と連携し、設立されていない自治会への働きかけを行ってまいります。

次に、防災まちづくりサロンの取り組みについて報告いたします。

住民一人一人の防災力の向上を図る防災まちづくりサロンにつきましては、2 月末までに 19 の自主防災組織で開催し、320 名の方々に参加をいただきました。サロンでは、台風時の避難の必要性について、あらかじめ決めておくことや地震の揺れから身を守る対策を講じておくことなどについて、避難行動計画シートを使用しながら考えていただきました。

この取り組みを通して、住民の皆様に防災意識を高めていただくとともに、災害から身を守ることを自分ごととして考えていただく機運が、町全体に広がることを期待しております。来年度も引き続

き実施してまいりますので、お住まいの地域で開催の折には、議員の皆様を初め、多くの方々の参加をよろしくお願いいたします。

次に、税務課の所管事項でございます。

まず、固定資産税業務について報告いたします。

平成 27 年度から取り組んでまいりました家屋全棟調査につきましては、町内全域の実地調査を昨年 12 月に完了し、現在、課税に向けて事務作業を進めております。来年度以降におきましても、引き続き実地調査や地理情報システム等を活用することにより、課税客体の補足、管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、国保住民税業務について報告いたします。

2 月 16 日から 3 月 15 日までの確定申告の期間にあわせ、役場 2 階において納税相談を実施しており、住民の皆様と直接対面する納税相談を通して、適正な所得の申告、納税への理解と啓発に努めております。税業務につきましては、今後もこうした調査や相談を実施し、公平で公正な課税に取り組み、自主財源の確保につなげてまいります。

次に、町民課の所管事項でございます。

2 月 8 日に、第 3 回佐川町国民健康保険運営協議会を開催し、制度改正に伴う平成 30 年度の国民健康保険税率案について、承認をいただきました。

現在、国民健康保険税は、被保険者の医療給付費を初め後期高齢者支援金、介護納付金、その他国民健康保険事業に要する費用に充てるために賦課しておりますが、法改正により、平成 30 年度からは、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金拠出金、その他国民健康保険事業に要する費用に充てるために賦課することとなります。賦課総額の多くを占める国民健康保険事業費納付金は、高知県が市町村全体で必要な額を算定し、各市町村の医療費の状況を踏まえ、被保険者の総所得、被保険者数、世帯数の割合に応じて配分されることとなります。

平成 30 年度の税率案につきましては、資産割を廃止するとともに、所得割、均等割、平等割の賦課割合の変更を行い、町全体の賦課総額を少なくするように提案させていただいております。

賦課割合を変更することにより、世帯ごとに国保税の増減が生じることとなりますが、県からの事業費納付金の配分方法に準じ、町全体の賦課総額を少なくする方法を用いて算定した保険税率であり

ますので、被保険者の皆様に御理解いただきますよう町広報による周知を行ってまいります。

次に、健康福祉課の所管事項でございます。

まず、佐川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定状況について報告いたします。2月8日に、第4回策定委員会を開催し、平成30年度からの3カ年における佐川町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画について承認をいただき、このほど計画として取りまとめを行い、本定例会に議案として提出しております。

本計画では、目指すべき未来像は、総合計画の未来像「チームさかわ まじめに、おもしろく。」を共有し、基本理念は第6期計画で定めた「あんしん・いきいき・まごころの郷 さかわ」を継承することとしており、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、福祉、介護、医療の充実を図り、チームさかわで、他人ごとになりがちな高齢者支援を自分ごととして、あらゆるニーズを丸ごと支援できる地域包括ケアシステムの構築を目指すこととしております。

第7期計画期間における第1号被保険者の介護保険料基準額につきましては、サービスの利用者数、給付費の見込みをもとに算出した結果、月額6千円、年額7万2千円となり、第6期の基準額と比較いたしますと、月額58円の増額となっております。

次に、第3次地域福祉アクションプランの策定状況について報告いたします。

町内5地区の地区計画決定後、12月12日に第1回策定委員会を開催し、策定経過を共有し、計画体系図について協議いたしました。

1月17日の第2回策定委員会では、決定された地区計画について、社会福祉協議会と町がそれぞれの立場から、重点目標、活動目標の具体的な支援内容を協議するとともに計画の進捗管理体制の確認を行い、2月21日の第3回策定委員会において、平成30年度からの6年間を計画期間とする第3次地域福祉アクションプランの承認をいただきました。

3月18日には、桜座において佐川町健康福祉大会の開催にあわせて第3次地域福祉アクションプランのお披露目会を実施することとしております。

次に、子育てしやすいまち宣言について報告いたします。

3月3日、4日に健康福祉センターかわせみで開催される木育キャラバンのイベントにあわせ、子育てしやすいまち宣言をすること

といたしました。

当町におきましては、新子ども・子育て支援法が施行された平成 27 年度以降、教育、保育施設等同時入所の場合の第 2 子無料化など、保育料の軽減策を初め、一次預かり事業の拡大、ファミリーサポートセンター事業や病後児保育事業の開始、子育て支援センターの充実、産前産後の妊婦支援のためのまみいヘルパー訪問事業、乳児期からの食育推進など、さまざまな子育て支援に関する事業を展開してまいりました。さらに、平成 30 年度からは、新たに子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実施することとしております。

このように町の施策として、新たな制度や支援体制の整備、充実を積極的に展開するなど、宣言にふさわしい子育てしやすい町になってきていると感じております。今後は、これらの施策の充実や情報発信に努めるとともに、この宣言をきっかけに、地域ぐるみで、住民一人一人が、まじめに、おもしろく、今まで以上に子育てを楽しみ、応援していくことができるまちづくりに取り組んでまいります。

次に、災害時の要配慮者対策について報告いたします。

佐川町地域防災計画では、障害者手帳所持者や要介護認定者、高齢者世帯など、災害時に自力で避難することに不安がある方を避難行動要支援者と位置づけ、それらの方々を地域で支援する自主防災組織や民生児童委員などを避難支援等関係者としております。

昨年度、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、その中で、個人情報を提供することに同意した方々の名簿を避難支援等関係者に提供し、地域での災害時の備えに取り組んでいるところであります。平成 29 年 7 月 1 日現在の避難行動要支援者 2,176 人のうち、名簿提供に同意をいただいた 1,328 人の方々につきましては、氏名、住所、年齢、支援が必要な事由等を記載した名簿を自治会ごとに作成し、順次、避難支援等関係者に提供しております。

名簿につきましては、災害時の安否確認、避難支援はもとより、日常における地域での見守りや支援などにも活用できるものとして、定期的に更新をしながら共助の仕組みづくりも進めております。また、新たな取り組みとしまして、名簿登録者のうち特に災害時に個別の支援が必要と思われる方に対し、避難場所、避難経路、避難

を支援する方の名前などを記入した避難行動要支援者個別計画書の作成も進めております。

作成に当たりましては、昨年7月から8月にかけて町内5地区に出向き、自主防災組織、民生児童委員合同の説明会を開催し、協力をお願いしてまいりました。平成30年1月末現在で、計画書作成対象者572人のうち作成を希望しない方191人を除き、計画書の作成者は197人、作成率は51.7%となっております。今後も、日ごろの見守りや支え合い、災害時に備えるための仕組みづくりとして、引き続き災害時の要配慮者対策に取り組んでまいります。

次に、産業建設課の所管事項でございます。

まず、チャレンジショップ事業について報告いたします。

本事業は、町内で新たな商業者を育成し、空き店舗等への出店を促すことで、商店街のにぎわいの創出、活性化を目指すことを目的として、佐川町商工会が実施主体となり、昨年8月1日よりチャレンジショップさかわを開設し、取り組んでおります。商売を始めたいチャレンジャーが、将来の開業を目指し、お試し出店をされており、現在まで2店舗の出店がありました。

1店舗目は、10月から11月末まで小売店を営業され、2店舗目は11月15日から2月末までリラクゼーションマッサージ店を営業されておりました。チャレンジショップのホームページでは、近隣のお店紹介を順次掲載するなど、多くの方に町内のお店を知っていただくよう情報発信も行っており、来年度も引き続き、新たなチャレンジャーを募集し、町内での店舗開業の支援に取り組んでまいります。

次に、新規就農者、担い手確保について報告いたします。

本年度の新規就農者につきましては、研修を終えた町内出身の方が、昨年4月より高糖度トマト栽培で就農するとともに、ニラ農家で研修をされている高知市出身の方が、今月から就農する予定となっております。今後は、JA、普及所など、関係機関と連携しながら、新規就農者の経営安定に向けて支援を行ってまいります。

次に、水道事業について報告いたします。

東元町から富士見町までの約1.9キロメートル区間の水道基幹管路につきましては、水道事業経営計画に基づき、本年度より5カ年計画で耐震化工事を進めており、本年度は、東元町において約193メートル区間が完成いたしました。来年度以降も、地震に強い持続

可能で安心な水道事業を目指し、施設の耐震化を進めてまいります。また、富士見町の県道西佐川停車場線に布設されている配水管に著しい老朽化が確認されたことから、来年度は、約 300 メートル区間の布設がえを実施することとしております。

今後も、安心して水道を使用していただけるよう、近隣住民の皆様の御協力をいただきながら、引き続き施設の強靱化と適切な維持修繕に取り組んでまいります。

次に、国土調査課の所管事項でございます。

地籍調査事業につきましては、本年度末までの現地調査の実施面積は、95.57 平方キロメートル、進捗率は 97.0%となっております。来年度は、永野、四ツ白、二ツ野で調査を予定しており、今後も引き続き事業完了に向け、着実に取り組んでまいります。

次に、教育委員会の所管事項でございます。

まず、黒岩中学校の統合問題について、昨年 12 月定例会以降の取り組みを報告いたします。

12 月 27 日に、黒岩中学校 P T A との協議を行い、スクールバスの具体的な運行計画や佐川中学校の制服、体操服などの購入経費を町が負担すること、黒岩中学校の教員を佐川中学校に配置すること、クラス編成で配慮すること、ソフトボール部は合同チームで活動すること、などを説明し、保護者の皆様に御理解をいただきました。

なお、スクールバスの運行計画につきましては、学校行事などの教育活動や黒岩地区の生徒の利便性を第一に考えながら、運行日、運行便数、運行時刻は、弾力的に運用していくこととしており、引き続き黒岩小中学校 P T A と協議を行い、詳細を決定していきたいと考えております。

1 月 30 日から 2 月 2 日にかけて、黒岩中学校 1、2 年生合同の東京への修学旅行を実施いたしました。1 月 18 日と 2 月 15 日には、黒岩中学校 1、2 年生の佐川中学校での交流授業と部活動体験に合わせて、保護者への学校説明会を実施いたしました。また、黒岩小学校 6 年生の佐川中学校での体験入学を 1 月 20 日に、黒岩小学校保護者への学校説明会を 2 月 21 日にそれぞれ実施いたしました。

このような取り組みを通して、黒岩地区の子どもたちと保護者の皆様には、佐川中学校に対する理解を深めていただくとともに、今後も、保護者や地域の皆様の御意見をお聞きしながら、本年 4 月 1 日からの学校統合を円滑に進めていきたいと考えております。

次に、佐川町教育研究所について報告いたします。

昨年 12 月定例会において、佐川町教育研究所設置条例の御承認をいただき、現在、4 月 1 日の設置に向けて準備を進めております。研究所の根幹である人材の確保につきましては、県教育委員会と協議を行い、研究所で取り組む 3 本柱であります、ふるさと教育、不登校対策、学力対策のうち、学力対策の研究員として、現職教員の派遣について御理解をいただいております。また、所長並びに教育指導員 2 名につきましても、知識や経験豊富な人材が確保できる見通しとなっております。

人員体制としましては、所長、研究員、教育指導員 2 名、学習支援員 2 名、教育相談員、スクールソーシャルワーカーの 8 名を予定しております。業務分担としましては、所長が全体を統括し、主担当として学力対策を県教委派遣の教員、ふるさと教育と不登校対策を教育指導員 2 名がそれぞれ担当するとともに、現在配置されている学習支援員、教育相談員、スクールソーシャルワーカーが不登校対策に当たることとしております。

なお、ふるさと教育につきましては、現在の取り組みを充実しながら、ふるさと教育の全体計画と副読本については、外部の知見も活用し、2 年間程度の時間をかけて策定したいと考えております。

次に、町立図書館について報告いたします。

懸案となっております新図書館建設につきましては、今後、次のようなスケジュールで取り組みを進めていきたいと考えております。

平成 30 年、31 年度の 2 年間は、新図書館整備検討委員会を設置し、先進地視察研修や専門家の意見を聞きながら、新図書館の基本構想に当たる部分を固めるとともに、町民向けの講演会を開催し、新図書館建設に向けて町民の理解と機運を高めていきたいと考えております。

また、この間には、設置場所や単独施設か複合施設にするのかも決定し、このようなプロセスを経て、平成 32 年度には基本設計と実施設設計を行い、平成 33 年度の建設着工を目指したいと考えております。

次に、青山文庫における志国高知 幕末維新博について報告いたします。

昨年 3 月 4 日から開催されております志国高知 幕末維新博の地

域会場であります青山文庫につきましては、昨年度、改修工事や展示ケースの整備を行い、本物の維新志士コレクションを一挙に公開する企画展と特別展を順次開催し、開幕から本年１月末までの入館者数は7,457人と、例年の同時期に比べ約2,800人の増となっております。

本年は、明治維新150年に当たる年となっておりますので、引き続き本物志向のニーズに応えることのできるタイムリーな企画展を開催し、県内外から多くの観光客を誘致したいと考えております。

最後に、高北病院の所管事項でございます。

まず、病床改編について報告いたします。本年４月の診療報酬改定や県の地域医療構想に対応していくため、昨年１１月から施工しておりました病床改編施設整備工事は順調に進み、１月末で完了し、２月から新しい病床が稼働しております。今回の整備工事は、地域医療包括ケア病床を6床増床して16床とし、在宅復帰支援を充実したものであります。また、医療療養病床を6床削減して42床とし、看護職員等が密度の濃い体制で医療の必要度が高い患者の長期療養に当たることができるようにいたしました。

次に、医師確保について報告いたします。

現在、１月から３月までの任期で聖マリアンナ医科大学から内科医師1名が派遣されておりますが、引き続き４月からも３カ月間の任期で後任の内科医師1名が派遣されることが内定いたしました。今後も、現在の常勤医師9名の体制を維持できるよう関係機関に要望するとともに、このたびの病床改編を契機に、より一層患者様中心の医療の実践に努めてまいりますので、引き続き、病院事業に御支援、御協力をお願い申し上げます。

本定例会に提出いたしました付議事件は、議案45件となっております。

何とぞ、慎重なる御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（永田耕朗君）

以上で、行政報告を終わります。

日程第5、報告第1号、専決処分 of 報告について（工事請負契約の変更契約の締結について）を議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、報告事件について御説明申し上げます。

報告第1号、専決処分の報告（工事請負契約の変更契約の締結）につきましては、佐川地区岡崎堰水利施設機能保全対策工事の変更契約の締結を、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成30年2月16日に専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

変更額は、179万7,120円の減額で、主な減額の原因は、仮設工の変更によるもので、変更後の契約金額は、4,853万880円であります。

以上、御報告申し上げます。

議長（永田耕朗君）

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第6、議案第1号、平成29年度佐川町一般会計補正予算（第7号）から、日程第50、議案第45号、佐川町永野共同集荷所（貯蔵施設）の指定管理者の指定について、まで、以上45件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、御説明申し上げます。

議案第1号、平成29年度佐川町一般会計補正予算（第7号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ3億3,770万8千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ63億7,799万2千円とするものであります。

議案第2号、平成29年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ44万1千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ20億5,055万7千円とするものであります。

議案第3号、平成29年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第1号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ60万円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ6,117万5千円とするものであります。

議案第4号、平成29年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ82万9千

円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 2,455 万 3 千円とするものがあります。

議案第 5 号、平成 29 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 611 万 6 千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 18 億 8,042 万 2 千円とするものがあります。

議案第 6 号、平成 29 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 961 万円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 2 億 2,891 万 6 千円とするものがあります。

議案第 7 号、平成 29 年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、収益的収入の既決予定額を 43 万 2 千円減額し 1 億 8,827 万 5 千円に、収益的支出の既決予定額を 138 万 5 千円増額し 1 億 7,799 万 9 千円に補正し、資本的収入の既決予定額を 292 万 9 千円減額し 5,453 万 5 千円に、資本的支出の既決予定額を 2,933 万 6 千円減額し 9,590 万 7 千円に、それぞれ補正するものであります。

議案第 8 号、平成 30 年度佐川町一般会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 68 億 2,595 万 8 千円とするものであります。

議案第 9 号、平成 30 年度佐川町国民健康保険特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 17 億 4,887 万 4 千円とするものであります。

議案第 10 号、平成 30 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 430 万 1 千円とするものであります。

議案第 11 号、平成 30 年度佐川町学校給食特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 6,180 万円とするものであります。

議案第 12 号、平成 30 年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 2,545 万 7 千円とするものであります。

議案第 13 号、平成 30 年度佐川町介護保険特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 17 億 9,852 万 9 千円とするものであります。

議案第 14 号、平成 30 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 2 億 2,236 万 6 千円とする

ものであります。

議案第 15 号、平成 30 年度佐川町水道事業特別会計予算につきましては、地方公営企業法第 24 条第 2 項の規定により提出するもので、収益的収入及び支出の予定額を収入 1 億 8,725 万円、支出 1 億 6,981 万 4 千円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入 8,971 万 1 千円、支出 1 億 9,660 万 8 千円と定めるものであります。

議案第 16 号、平成 30 年度佐川町病院事業特別会計予算につきましては、地方公営企業法第 24 条第 2 項の規定により提出するもので、収益的収入及び支出の予定額を収入 17 億 9,540 万円、支出 18 億 3,270 万円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入 1 億 1,516 万 5 千円、支出 1 億 7,287 万 2 千円と定めるものであります。

議案第 17 号、佐川町用語等の整理に関する特別措置条例の制定につきましては、公正で民主的な行政を確保するために、例規集のホームページ公開に向けて、本年度、例規集内容精査を行った結果、本町施行中の条例に関し、その条例の制定目的及び意義に反しない限りにおいて、用字・用語の整理、法形式の整理、引用法令の整理、引用規定の標記の統一を行うもので、必要な事項を定め、該当する条例の一括改正を行うものであります。

議案第 18 号、佐川町例規等内容精査に伴う条例の整備に関する条例の制定につきましては、議案第 17 号と同様、例規集のホームページ公開に向けて、本年度、例規集内容精査を行った結果、本町施行中の条例に関し、必要な規定の追加、削除等を行う必要がある 75 件の条例の改正、2 件の条例の廃止を行うものであります。

議案第 19 号、佐川町課設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成 30 年度の機構改革により、収納管理課の業務のうち、私債権と非強制徴収公債権に関する業務を各担当課に引き継ぎ、その他の業務は税務課に引き継ぎ、収納管理課を廃止することに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第 20 号、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成 29 年度人事院勧告に伴い、佐川町一般職の任期付職員の給料表等について改正をするものであります。

議案第 21 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成 29 年人事院勧告に伴い、佐川町一般職の職員の給料表等について改正をするものであります。

す。

議案第 22 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、町長等に対して支給する期末手当の率の改定について、国に準拠いたしまして、引き上げを行おうとするものと、平成 30 年 4 月 1 日から設置される佐川町教育研究所の教育研究所所長及び教育研究所教育指導員の月額報酬を新たに定めるもの、及び教育研究所設置に伴い、不登校対策にかかわる社会教育指導員及び教育相談員の月額報酬を改定するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 23 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、教育長に対して支給する期末手当の率の改定について、国に準拠いたしまして引き上げを行おうとするものであります。

議案第 24 号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議会の議員に対して支給する期末手当の率の改定について、国に準拠いたしまして引き上げを行おうとするものであります。

議案第 25 号、佐川町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定につきましては、地方公務員の継続的な勤務を促進するため、外国で勤務等を行うこととなった配偶者と生活をともにすることを希望する職員に対し、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、休業を承認できる制度について、新たに条例を制定するものであります。

議案第 26 号、加茂地区住民センター・老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の廃止につきましては、加茂地区集落活動センターの完成により、使用することがなくなり、管理することが不要となりました加茂地区住民センター及び老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の廃止を行うものであります。

議案第 27 号、佐川町消防団員任免に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、用字・用語等の改正並びに団長及び副団長の任期を定めるために、条例の一部を改正するものであります。

議案第 28 号、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国民健康保険の制度改正に伴い、地方税法施行規則が改正されたことにより必要となる改正を行い、また、町

は県が算定した事業費納付金に応じて保険税額を算定することとなるため、税率の改正を行うために条例の一部を改正するものであります。

議案第 29 号、佐川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成 30 年度以降、都道府県及び市町村が行う事務や設置する国民健康保険事業の運営に関する協議会について、国民健康保険法にそれぞれ分けて規定されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第 30 号、佐川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成 30 年 4 月 1 日より、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が施行され、後期高齢者医療制度における被保険者の住所地特例の規定が見直されたことにより、条例の一部を改正するものであります。

議案第 31 号、第 5 期佐川町障害福祉計画の策定につきましては、平成 30 年 4 月施行の障害者総合支援法の改正等に基づく計画の策定について、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例第 2 条第 4 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 32 号、佐川町子ども・子育て支援事業計画の変更につきましては、母子保健法の改正に伴い、地域子ども・子育て支援事業の推進の一部を変更するため、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例第 2 条第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 33 号、佐川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定につきましては、介護保険法に基づき、3 年ごとに見直される次期計画の策定について、地方自治法第 96 条第 2 項の規定に定める議会の議決すべき事件に関する条例第 2 条第 3 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 34 号、佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成 30 年度介護保険制度の改正に伴い、介護保険料の改正等、必要な事項について条例の一部を改正するものであります。

議案第 35 号、佐川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定につきましては、平成 30 年度介護保険制度の改正に伴い、指定居宅介護支援事業所の指定などについて、県から市町村へ権限が移譲するため、新たに条例を制定するものであります。

議案第 36 号、佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成 30 年度介護保険制度の改正に伴い、地域密着型サービスの事業の基準等、必要な事項について条例の一部を改正するものです。

議案第 37 号、佐川町教育相談所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、教育相談員の勤務時間を変更するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 38 号、佐川町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定につきましては、実施日及び時間について、児童クラブを実施しない日を明記、及び保護者負担金の変更をするため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 39 号、佐川町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、病院事業管理者の給料月額を、国の医療職俸給表改正に合わせて改定を行おうとするものであります。

議案第 40 号、佐川町病院事業薬剤師人材育成奨学金貸与条例の制定につきましては、高北病院の薬剤師の充実及び確保を図るため、将来高北病院において薬剤師の業務に従事しようとする者に対し、奨学金を貸与することを目的として、新たに条例を制定するものであります。

議案第 41 号、町道路線の認定につきましては、町道四ツ白 7 号線の認定について、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 42 号、尾川地区集落活動センターたいこ岩の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、尾川地区活性化協議会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 43 号、佐川町民プール及び佐川町民テニスコートの指定

管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条に基づく公募による選定により、有限会社ファイブ・エコを指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 44 号、ふれあいの里尾川の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、尾川地区活性化協議会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 45 号、佐川町永野共同集荷所（貯蔵施設）の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、J A コスモス農業共同組合を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例会に提案させていただく付議事件でございます。各議案の詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、どうかよろしくお願いいたします。

議長（永田耕朗君）

ここで、10 分間休憩します。

休憩 午前 10 時 18 分

再開 午前 10 時 30 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

説明を願います。

総務課長（麻田正志君）

おはようございます。それでは私からは、議案第 1 号、平成 29 年度佐川町一般会計補正予算（第 7 号）につきまして、説明のほうさせていただきます。

補正予算書の 6 ページのほうをお開きください。

6 ページは、第 2 表継続費の補正ということになっております。2 款総務費、2 項徴税費、事業名、佐川町家屋全棟調査委託業務につきましては、家屋全棟調査の終了によりまして、不用見込み額を減額するものとなっております。

総額と平成 29 年度の年割額をそれぞれ 175 万 4 千円減額し、総額を 6,520 万 6 千円に、平成 29 年度の年割額を 2,527 万 2 千円とするものとなっております。

続きまして補正予算書の 7 ページのほうをごらんください。第 3 表の繰越明許費になっております。説明につきましては、款、項を省略させていただきまして、事業名のほうで順に説明をさせていただきます。

最初に、山地・作業路整備事業につきましては、当初は国の交付決定が今年の夏の予定ということでありましたけれど、大幅に遅れましてことしの 1 月となったため、年度内での完成が見込めないことによりまして、1 千万円の繰り越しとなっております。

次の道路橋梁維持費につきましては、地元との施工時期等にかかる協議について、不測の日数を要したことによりまして、596 万 4 千円の繰り越しとなっております。

次の道路橋梁新設改良事業（県工事負担金）につきましては、県発注工事が繰り越しとなることによりまして、266 万 8 千円の繰り越しとなっております。

次の地方道路交付金事業につきましては、地元との施工時期等にかかる協議につきまして、不測の日数を要したことにより 7,118 万円の繰り越しとなっております。

次の木造住宅耐震化支援事業につきましては、住宅所有者からの補助申請が次年度になる見込みであることによりまして、6,123 万 5 千円の繰り越しとなっております。

次の建築物耐震対策緊急促進事業につきましては、建築物所有者からの補助申請が次年度になる見込みであることによりまして、800 万円の繰り越しとなっております。

次の農林水産業施設災害復旧事業につきましては、入札の不調によりまして、年度内執行が困難になったことにより 530 万円の繰り越しとなっております。

次の公共土木施設災害復旧事業につきましては、地元との施工時期等にかかる協議について不測の日数を要したことにより、5,826 万円の繰り越しとなっております。

最後になりますが、急傾斜地崩壊対策事業（県工事負担金）につきましては、県発注工事が繰り越しとなることによりまして、2,307 万 7 千円の繰り越しということになっております。

続きまして 8 ページのほうをごらんください。

こちらのほうは、第 4 表の地方債補正ということになっております。起債の目的欄にあります急傾斜地崩壊対策事業（県工事負担金事業）につきましては、県営工事費の増額に伴う負担金の増額によりまして、580 万円を増額し、限度額を 4,560 万円とするものとなっております。

同じくその下の災害復旧事業につきましては、事業費の不用見込み額等による減額によりまして、560 万円を減額し、限度額を 560 万とするものとなっております。

続きましては、歳出のほうから説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、歳入歳出とも不用額の精査を行いましたことにより、主に減額の補正ということになっております。説明につきましては、比較的増減額の大きいものについて説明をさせていただきます。

なお人件費につきましては、平成 29 年の人事院勧告に伴う給料表と勤勉手当の率の改正に伴うものや、職員の育児休業、病気休業による減額などという内容になっておりますので、詳細については省略をさせていただきます。

それでは事項別明細書の 30 ページ、31 ページをお開きください。

歳出のほうとなります。30 ページ、31 ページのほうです。一番下のほうの表になります。2 款、1 項、3 目財産管理費の 13 節委託料説明欄のほうに、佐川町役場庁舎非構造部材耐震化実施設計委託業務の 310 万円のほうにつきましては、本年度、役場庁舎の非構造部材につきまして実施設計を委託する予定としておりましたけれど、天井等の非構造部材の施工につきまして、各課の業務を日々行う中で、どのような施工方法ができるのかということ、より具体的に検討するため、本年度での実施は難しかったことにより減額するものであります。

続きまして、32 ページ、33 ページをお開きください。

33 ページの中ほどになります。4 目企画費の 8 節説明欄の記念品、こちらのほうの△548 万 4 千円は、ふるさと納税の返礼品につきまして、昨年総務省通知により、返礼品の還元率の変更を行ったことによりまして減額をするものということになっております。

そのページの下から 3 段目になります。15 節工事請負費、説明欄にあります耐震改修工事費の△500 万円。こちらのほうにつきまし

ては、移住者用借り上げ住宅の耐震補強工事が対象となるものがなかったことによる減額ということになっております。

34 ページ、35 ページをお開きください。

35 ページの一番上になります。25 節積立金、説明欄のふるさと納税寄附金基金積立金の 393 万円は、平成 28 年度の歳出予算が不足しておったため、基金に積み立てができなかった寄附金額について、本年度積み立てをするものとなっております。

1 つ、2 つ下、2 段下になります。13 節委託料、説明欄の電算機器保守管理委託料の△510 万 7 千円は、各種電算業務に係ります費用の確定に伴う減額ということになっております。

続きまして、10 目。次ですが、10 目国土調査費の補正額、こちらのほうは補正額、34 ページ目のほうになりますけど、1,118 万 1 千円につきましては、主に補助金の確定に伴う事業費の減によるものとなっております。

続きまして 42 ページ、43 ページをお開きください。

43 ページの下のほうになります。3 款、1 項、1 目社会福祉総務費、20 節扶助費、説明欄の福祉医療費（重度）の△900 万円は、残り期間中の必要額の精査によりまして不用見込み額の減額となっております。そのすぐ下になります。障害者医療の△375 万円は、人工透析を受けている方の医療費につきまして不用となった医療費分を減額するものとなっております。

その下の段になります。23 節償還金、利子及び割引料、説明欄の障害者自立支援給付費国・県負担金返還金の 543 万 1 千円、こちらのほうにつきましては、過年度分となります平成 23 年度分の国・県の負担金について、精査により返還の必要が生じたことによるものとなっております。

続きまして 44 ページ、45 ページをお開きください。

45 ページ目の中ほどよりちょっと上になります。2 目老人福祉費 19 節負担金・補助及び交付金、説明欄の後期高齢者医療療養給付費負担金の△955 万 7 千円は、後期高齢者医療広域連合からの変更通知によりまして減額するものとなっております。

続きまして 48 ページ、49 ページをお開きください。

こちらのほうは 49 ページの一番上になります。3 款、3 項、1 目児童福祉総務費、20 節扶助費、説明欄の乳幼児・児童医療費の△500 万円は、前々年度と前年度の実績を参考に当初予算のほうを計上し

ておりましたけれど、この見込みを下回ったということによる減額となっております。

その下の表になります。中ほどよりちょっと上になりますけれど、2 目児童福祉費、13 節委託料、説明欄の私立保育所運営費の 3,830 万円、こちらにつきましては、保育園に支払う給付費の処遇改善加算率の変更による給付費の増、そして本年度の人事院勧告に準じた保育士等の処遇改善が図られまして給付費の単価が増額予定となったことによる増額となっております。

その下の段になります。19 節負担金・補助及び交付金、説明欄の乳児保育促進事業補助金の△256 万 6 千円は、私立保育所に対する加配保育士の補助で、0 歳児 3 人に 1 人の加配で当初 5 園のほうを予定しておりましたけれど、4 園ということになったこと、及び年度の中途からの加配などの実績や見込みなどにより不用見込み額を減額するものとなっております。

その下になります。障害児保育事業補助金の△602 万 2 千円は、補助金額が確定したことによる減額ということになっております。

この欄の下の方になりますけれど、アレルギー対応調理員雇用補助金の△214 万 9 千円は、対象となります保育園の精査によりまして不用見込み額の減額ということになっております。

その下の段の 20 節扶助費、説明欄の児童手当の△734 万 5 千円は、児童手当支給対象者の確定による減額ということになっております。

続きまして 52 ページ、53 ページをお開きください。

こちらのほうは 53 ページの真ん中よりちょっと下のほうになります。4 款、1 項、2 目予防費、13 節委託料、説明欄の予防接種委託料の△350 万円は、子供の予防接種者が当初見込みより少なく、現在の実績と今後の接種見込みによりまして不用見込み額を減額するものとなっております。

続きまして、54 ページ、55 ページをお開きください。

こちらのほうは 55 ページの一番上になります。3 目、老人保健費、13 節委託料、説明欄のがん検診事業委託料の△354 万円は、全体的に当初見込みより少なかったこと、またピロリ菌検査の受診者が平成 28 年度は 528 名であったのに対しまして平成 29 年度は 234 名と大幅に少なかったことによる減額ということになっております。

中ほどより下のほうになりますけれど、2項、2目し尿処理費、19節負担金・補助及び交付金、説明欄の合併処理浄化槽設置補助金の△648万円は、補助金支給対象者確定により減額するものということになっております。

56 ページ、57 ページをお開きください。

こちらのほうは 57 ページの下のほうになります。5 款、1 項、3 目農業振興費、19 節負担金・補助及び交付金、説明欄の新規就農研修生支援等補助金の△547 万 5 千円は、受給対象者が給付対象とならなかったことにより減額するものとなっております。

58 ページ、59 ページをお開きください。

59 ページの上から 2 段目になります。4 目園芸振興費、19 節負担金・補助及び交付金、説明欄の佐川町園芸用ハウス整備事業の△1,075 万 8 千円は、事業予定者の事業中止等による減額ということになっております。

その下になります。環境制御技術普及促進事業の△818 万 9 千円は、補助要綱の改正に伴いまして県の補助金が町の予算に計上され、町を経由した間接補助のほうから町を経由せず県から事業者への直接補助となったことなどによる減額となっております。

2 段下の表になります。6 目農地費、13 節委託料、説明欄の農業基盤整備促進事業測量設計委託料の△487 万円とその下の段の 15 節工事請負費、説明欄の農業基盤整備促進事業の△2,807 万 1 千円は事業費の確定及び事業進捗を考慮した不用見込み額の減額ということになっております。

その下の表になります。59 ページの下のほうになりますが、7 目山村振興費、19 節負担金・補助及び交付金、説明欄の多面的機能支払交付金の△235 万 6 千円は、補助金額が確定したことによる減額ということになっております。

続きまして 60 ページ、61 ページをお開きください。

61 ページの下のほうになります。2 項、2 目林業振興費、15 節工事請負費、説明欄の山地災害防止工事の△217 万 7 千円は、補助対象経費の見直しや工種の変更、及び入札による減額となっております。

続きまして 62 ページ、63 ページをお開きください。

こちらのほうは 63 ページの一番上になります。19 節負担金・補助及び交付金、説明欄の山村林業者支援事業補助金の△284 万円は、

事業取りやめや事業量の縮小によります不用見込み額の減額となっております。

同じページの中ほどより下になります。6 款、1 項、1 目商工振興費、13 節委託料、説明欄の道の駅計画策定委託料の△377 万 8 千円は、建設候補地の絞り込みを優先したため、当初予算で見込んでおりました基本計画の検討業務が平成 30 年度以降にずれ込んだことによります減額ということになっております。

そのすぐ下になります。佐川町景観計画策定業務委託料の△398 万円は、現段階では景観計画を策定しない方針となったことによりまして減額するものとなっております。

続きまして 64 ページ、65 ページをお開きください。

65 ページの中ほどになります。7 款、1 項、3 目道路橋梁新設改良費、13 節委託料、説明欄にあります測量設計委託料の△203 万 5 千円は、町道兎田 3 号線改良工事につきまして、委託予定を直営での設計のほうに変更したことによる減額ということになっております。

その下の段の 15 節工事請負費、説明欄の町道改良工事△5,940 万円は、国庫補助金の交付申請額と交付決定額に差異があったため差額の減額をするものとなっております。

そのすぐ下になります四ツ白地区道路改良工事の△255 万 5 千円は、実績見込みにより不用額を減額するものとなっております。

72 ページ、73 ページをお開きください。

こちらのほうは、73 ページの中ほどより下になります。9 款、2 項、2 目教育振興費、13 節委託料、説明欄の教育用コンピュータ保守委託料の△306 万円は、町立の小学校のネットワークを校務系と学習系に分離いたしまして、L G W A N 接続と教育ネットにかかる整備をそれぞれ別業者に委託することとして見積もってございましたけれど、ソフトウェアライセンスにかかる予算が重複しております、その重複分を減額するものということになっております。

82 ページ、83 ページをお開きください。

こちらのほうは、83 ページの中ほどになります。10 款、1 項、1 目農業用施設災害復旧費、15 節工事請負費、説明欄の災害復旧工事の△1,600 万円は、事業進捗を考慮した不用見込み額の減額となっております。

その下の段になります。2 目林業用施設災害復旧費、15 節工事請

負費、説明欄の災害復旧工事の△300 万円は、実績見込みにより不用額を減額するものとなっております。

下のほうになります。2 項、2 目のがけくずれ住家防災対策費、15 節工事請負費、説明欄のがけくずれ住家防災対策工事の△1,550 万円は、事業進捗を考慮した不用見込み額の減額となっております。

その下の段になります。19 節負担金補助・及び交付金、説明欄の急傾斜地崩壊対策事業負担金の 648 万 8 千円は、国の補正予算の配分があり、県の県営工事費が増額となったことに伴います町負担金の増額ということになっております。

歳出のほうの説明は、以上で終わります。続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

14 ページ、15 ページのほうをお開きください。

14 ページ、15 ページ、こちらのほうは歳入ということになります。上の 1 款、町税につきましては、1 項の町民税から 4 項の町たばこ税につきまして、本年度の課税額をもとにしました収納見込みについての補正ということになっております。

下から 3 段目の表になります。3 款利子割交付金から 5 款株式等譲渡所得割交付金については、県より交付見込み額が通知されたことによる補正ということになっております。

16 ページ、17 ページをお開きください。

一番上の 6 款地方消費税交付金とその下の段の 7 款自動車取得税交付金につきましても、県より交付見込み額が通知されたことによる補正となっております。

その下の段の表になります。11 款、2 項、2 目災害復旧費負担金の説明欄。がけくずれ住家防災対策事業負担金の△395 万 2 千円につきましては、歳出で説明しました事業につきまして、事業進捗を考慮した不用見込み額を減額することに伴う負担金見込み額の減額によるものとなっております。

18 ページ、19 ページをお開きください。

こちらのほうは、19 ページの一番上になります。13 款、1 項、1 目民生費国庫負担金の説明欄。保育施設給付費の 1,915 万円につきましては、歳出で説明しました私立保育所運営費の増によります国の負担金見込み額の増額ということになっております。

その下になります。児童手当の△489 万 7 千円につきましては、歳出と同様に、児童手当支給対象者の確定によります見込み額の

減額になっております。

その下の表になります。59 ページの真ん中より下ぐらいになりますが、2 項、2 目衛生費国庫補助金の説明欄。合併処理浄化槽設置整備事業補助金の△216 万円につきましては、歳出と同様に、補助金支給対象者確定による国の補助金見込み額の減額によるものです。

その下の段の4 項土木費国庫補助金の説明欄。空き家再生等推進事業補助金の△282 万円は、歳出で説明しました移住者用借り上げ住宅の耐震補強工事等の減による見込み額の減額によるものとなっております。

その下の説明欄の地方道路交付金の△3,684 万5 千円につきましては、歳出で説明いたしました町道改良工事等の減による見込み額の減額ということになっております。

20 ページ、21 ページをお開きください。

21 ページの一番上になります。14 款、1 項、1 目民生費県負担金の説明欄の保育所施設給付費の957 万5 千円は、先ほどの民生費国庫負担金でも説明しました歳出の私立保育所運営費の増によるこちらのほうは県の負担金見込み額の増額によるものとなっております。

その下の表になります。2 項、2 目民生費県補助金説明欄の重度心身障害者医療費助成事業補助金の△450 万円は、歳出で説明しました福祉医療費（重度）の必要額精査によります見込み額の減額によるものとなっております。

その下の段の説明欄の一番上、乳幼児医療費補助金の△252 万円は、歳出で説明いたしました乳幼児児童医療費を前々年度、前年度の実績を参考に当初予算を計上していたが、見込みを下回ったことによる減額ということになっております。

その下の段の3 項、衛生費県補助金の説明欄。合併処理浄化槽設置整備事業補助金の△216 万につきましては、国庫補助金と同様に、補助金支給対象者確定による県補助金見込み額の減額ということになっております。

一番下の段の4 目農林水産業費県補助金の説明欄。日本型直接支払い制度補助金の△492 万5 千円は、主に、多面的機能支払い交付金等の交付金額が決定したことによる減額となっております。

その4 つ下の青年就農給付金（経営開始型）の△450 万円につきましては、給付対象者が給付対象である所得金額を超え、給付停止となったこと及び新規就農見込み分がなくなることによります

不用見込み額の減額に伴うものとなっております。

その下の園芸用ハウス整備事業費補助金の△556 万円につきましては、歳出と同様に、事業実施予定者の事業中止等による減額となっております。

その下の環境制御技術普及促進事業費補助金の△468 万 8 千円につきましては、歳出と同様に、補助要綱改正に伴いまして、県から事業者への直接補助となったことなどによる減額となっております。

その下の農業基盤整備促進事業の△2,332 万 2 千円につきましては、事業費の確定及び事業進捗を考慮した不用見込み額の減額による減ということになっております。

22 ページ、23 ページのほうをお開きください。

こちらのほう 23 ページの一番上になります。14 款、2 項、4 目農林水産業費県補助金の説明欄。緊急間伐総合支援事業補助金の△527 万円につきましては、県からの補助金内示に伴いまして、不用額を減額ということになっております。

中ほどの段になります。7 目災害復旧費県補助金の説明欄。現年災害補助金の△800 万円につきましては、災害復旧工事の事業進捗を考慮した不用見込み額の減額による減ということになっております。

その 2 つ下のがけくずれ住家防災対策事業補助金の△790 万 4 千円につきましては、歳出で説明しました事業について事業進捗を考慮した不用見込み額を減額することに伴う見込み額の減額ということになっております。

23 ページ目の一番下のほうになります。2 項、2 目不動産売買収入の説明欄。不動産売払収入につきましては、こちらのほうは旧中本町団地の町有地売却 2 件の 932 万 1 千円とかいな小富士分譲地の 1 区画が販売できたことによります 742 万 5 千円などということになっております。

24 ページ、25 ページをお開きください。

25 ページの一番上になります。17 款、1 項、1 目財政調整基金繰入金の△6,839 万 4 千円とその下の段の 2 目その他基金繰入金の△2 億 3,503 万円は、財源不足に対応するため計上しておりました基金からの繰入金につきましては、今回の補正による減額に伴い減額するものということになっております。

中ほどになります。19 款、3 項、1 目過年度収入の説明欄。重度

心身障害児者医療費助成事業の 345 万 4 千円につきましては、重度障害がある人の医療費について医療保険の個人負担分を助成している事業ということになっておりますが、医療費の審査に通常 2 ～ 3 カ月程度またその後高額療養費支給審査決定に 2 カ月から最長で 10 カ月程度の期間を要するということで、同年度内で処理ができず過年度の収入となったものであります。

その 2 段下の説明欄の高知縣市町村振興協会基金交付金の 580 万 9 千円につきましては、市町村への宝くじ交付金の増額によるものとなっております。

一番下の表の 20 款、1 項の説明欄。現年災害の△660 万円につきましては、災害復旧事業費の減による減額ということになっております。

その下の公共事業等債（災害関係）の 580 万円につきましては、急傾斜地崩壊対策事業の県工事負担金の増による増額ということになっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

町民課長（和田強君）

おはようございます。それでは私のほうから、議案第 2 号、平成 29 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の説明をさせていただきます。

補正予算書の事項別明細書の 16 ページ、17 ページをお開きください。

歳出から説明させていただきます。一番上の段の表、2 款、1 項、1 目一般被保険者療養給付費につきましては、当初見込みを上回る支出となってきたことにより 4,050 万 5 千円の増額補正を行うものです。

その下の段の表、2 款、2 項、1 目一般被保険者高額療養費につきましては、12 月補正時の見込みを上回る支出となってきたことにより、380 万 2 千円の増額補正を行うものです。

次のページお開きください。

18 ページ、19 ページになります。一番上の段の表、6 款、1 項、1 目介護納付金につきましては、平成 27 年度決算額により納付額が減額したことにより 923 万 1 千円の減額補正を行うものです。

上から 2 段目の表の 7 款、1 項、1 目の高額療養費共同事業拠出金及び 2 目の保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、国保

連合会へ支出するものですが、本年度の拠出額について決定額が通知されたことにより減額補正を行うもので、高額療養費共同事業拠出金につきましては502万6千円の減額、保険財政共同安定化事業拠出金につきましては1,868万1千円の減額補正を行うものです。

今、説明させていただいた以外の歳出の減額等につきましては、不用見込み額の減額補正を行うものであります。

続きまして歳入の説明をさせていただきます。ページ戻りまして8ページ、9ページをお開きください。

下から2段目の表の3款、2項、1目財政調整交付金、1節普通調整交付金及び2節特別調整交付金につきましては、変更申請額により合わせまして2,812万5千円の増額補正を行うものです。

一番下の表の4款、1項、1目療養給付費交付金につきましては、退職被保険者の医療費に対して、診療報酬支払基金から交付されるもので、変更申請額により現年度分過年度分合わせて1,168万7千円の減額補正を行うものです。

次のページ10ページ、11ページをお開きください。

上から4段目の表の6款、2項、1目財政調整交付金の1節1号交付金と2節2号交付金につきましては、交付申請により合わせて690万9千円の増額補正を行うものです。

下から2番目の段の表、7款、1項、1目共同事業交付金につきましては、国保連合会からの交付決定により高額医療費共同事業交付金は447万7千円の減額。保険財政共同安定化事業交付金につきましては、1,306万7千円の減額補正を行うものです。

今、説明させていただいた以外の歳入の増減額につきましては、現在の収納状況などにより増額減額補正をするものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育次長（片岡雄司君）

私から、議案第3号、平成29年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明をさせていただきます。

まず歳出について御説明をさせていただきます。平成29年度佐川町学校給食特別会計補正予算書（第1号）の10ページ、11ページをごらんください。

1款、1項、1目、11節の需要費につきましては、学校事業やインフルエンザの流行等によりまして、当初予定をしておりました給食日数が減となったため、賄い材料費を60万円減額するものでござ

います。

続きまして歳入について御説明をさせていただきます。

予算書の 8 ページ、9 ページをごらんください。

1 款、1 項、1 目、11 節の保護者負担金ですが、先ほど説明をさせていただきました歳出で減額となりました賄い材料費 60 万円につきまして、保護者の方からの負担金を、同額を減額するものでございます。これによりまして、歳入歳出 60 万円をそれぞれ減額し、歳入歳出の総額を 6,117 万 5 千円とするものです。

以上、よろしくお願いいたします。

産業建設課長（公文博章君）

それでは、私のほうから議案第 4 号、平成 29 年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明をいたします。補正予算書の 10 ページ、11 ページをごらんください。

歳出になります。表の 1 行目、1 款、1 項、1 目農業集落排水事業費、11 節需要費の減額 4 万 2 千円につきましては、消耗品費及び燃料費の不用額を減額補正するものであります。

その下 2 行目の 1 款、1 項、2 目維持管理費、13 節委託料の減額 78 万 7 千円につきましては、処理施設等維持管理委託料におきまして、入札により生じた設計額と見積額の差額、請負差額を減額補正をするものです。

ページ戻りまして、8 ページ、9 ページをお開きください。

歳入になります。歳出で減額となりました金額につきまして、一般会計からの繰入金を減額するものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

健康福祉課長（田村秀明君）

私のほうから、議案第 5 号、平成 29 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の補足説明をさせていただきます。

今回の主な補正内容は、決算見込に基づきまして、一般的な事務費や介護給付費、地域支援事業費の減額と国の人事院勧告などに伴う給与改定による職員の人件費の増額等となっております。予算書の詳細につきましては補正予算書 10 ページからとなります。人件費を除き、増減の大きなものだけを説明させていただきます。

12 ページになります。2 款、1 項、7 目居宅介護サービス計画給付費 300 万円の増額は、要介護認定者が居宅サービスを利用するためケアマネージャーがケアプランを作成する費用であり、当初予算

で 6,300 万円を計上していましたが、見込み以上のケアプランの作成があり、4 月から 12 月までの実績をもとに算出し、不足額を補正するものです。その上の 1 目居宅介護サービス給付費 300 万円を減額し、先ほどの計画給付費と組み替えを行うものです。

次の 3 款、2 項、3 目任意事業費、19 節、成年後見制度利用支援補助金 64 万 1 千円の減額は、判断能力が十分でない人について、本人にかわって財産管理などの法律行為を行う成年後見制度ですが、本年度は利用の見込みがないための減額です。

その下の 20 節扶助費、介護用品支給 50 万円の減額は、実績見込みによるものです。

次に、14 ページ、15 ページのほうをお開きください。

3 款、2 項、6 目の認知症総合支援事業費、13 節、認知症初期集中支援チーム業務委託料 48 万円は実績見合いによる減額です。下段の 3 款、3 項、1 目介護予防・生活支援サービス事業費 60 万円の減額は、要支援 1、2 の方が利用するヘルパー及びデイサービスの見込みになっております。

次の 3 款、3 項、2 目介護予防ケアマネジメント事業費、7 節、嘱託賃金の 160 万円の減額は、ケアマネージャーの予算であり、募集をしていましたが、募集がなかったための減額になります。

続きまして歳入です。8 ページ、9 ページのほうをお開きください。それぞれの費目につきまして歳出予算の増減に伴いまして増減額等の補正を行っております。

以上で、議案第 5 号、平成 29 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の説明を終わります。よろしくお願いします。

町民課長（和田強君）

それでは私のほうから、議案第 6 号、平成 29 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）の説明をさせていただきます。

歳出から説明させていただきます。補正予算書の事項別明細書の 10 ページ、11 ページをお開きください。

上の段の表。1 款、1 項、1 目一般管理費、1 節給与、2 節職員手当等、4 節共済費につきましては、平成 29 年度の人事院勧告に伴う給料表と勤勉手当の率の改正によるものでございます。

次、下の段の表。2 款、1 項、1 目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、当初、後期高齢者医療広域連合から示された保険料見込み額が過大であったことによるもので、963 万 9 千円の減

額補正を行うものです。

続きまして歳入の説明をさせていただきます。1 ページ戻って8 ページ、9 ページをお開きください。

上の段の表。1 款、1 項、1 目特別徴収保険料及び2 目普通徴収保険料につきましては、当初広域連合から示されました保険料見込み額が過大であったということで、それぞれ90 万5 千円、873 万4 千円を減額補正するものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

産業建設課長（公文博章君）

それでは私のほうから、議案第7 号、平成29 年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第1 号）について御説明をいたします。

補正予算書の11 ページ、12 ページをお開きください。

平成29 年度佐川町水道事業特別会計予算事項別明細書になります。この左右のページにわたって、収益的収入及び支出の明細が記載をされております。これを縦にさせていただいて見ていただいて、上に収益的収入の表、下に収益的支出の表となっております。

まず下の収益的支出の表から見ていただきますと、1 款、1 項、1 目原水及び浄水費のうち、委託料につきましては、水質検査委託業務の入札により生じた設計額と見積額の差額40 万円の減額。修繕費は、取水・送水施設の修繕費用の未執行分が32 万4 千円の減額。動力費は、取水施設などの電力料の増分が50 万円。トータルで22 万4 千円を減額補正いたします。

次に、1 款、1 項、2 目配水及び給水費は、本管の修繕やメーター取りかえ修繕などの修繕費用の未執行分216 万円を減額補正いたします。

その下、1 款、1 項、4 目総係費につきましては、ページを戻っていただいて6 ページを見ていただきますと、6 ページの3 の（3）級別職員数がですね、今年度は昨年度より3 級の職員が1 名減って1 級の職員が1 名増えております。これは昨年4 月の定期人事異動によるもので、これにより、また12 ページに戻っていただいて、1 款、1 項、4 目総係費におきまして給料や手当などが減となっております。合わせて321 万1 千円を減額補正いたします。

その下、1 款、2 項、2 目消費税及び地方消費税につきましては、事業費の減に伴う消費税納税増の見込み額として200 万円を増額をしております。

その下、1 款、3 項、2 目その他特別損失につきましては、猿丸配水池及び室原管理棟の耐震診断を行いました結果、耐震性があるとの診断結果が出たため、診断に要した委託料 498 万円をその他特別損失に計上するものです。

以上、収益的支出について 138 万 5 千円の減額補正を行います。

上の収益的収入の表を見ていただきますと、43 万 2 千円の減額補正をしております。これは、職員異動に伴う児童手当の減額 42 万円と起債の利子減額分 1 万 2 千円、合わせて 43 万 2 千円の減額補正を行うものです。

ページをめくっていただきまして、13 ページをお開きいただきますと、こちらは資本的収入及び支出の明細が記載されております。

まず下の資本的支出の表を見ていただきますと、1 款、1 項、1 目拡張工事費、これは入寺山地区において実施した拡張事業におきまして、入札により生じた設計額と見積額の差額、請負差額 252 万 3 千円を減額補正するものです。

その下、1 款、1 項、2 目改良工事費につきましては、東元町地区での水道管路の耐震化事業の設計額と見積額の差額や施設の更新や緊急対応に要する費用として計上しておりました費用の執行が見込まれないなどで 2,631 万 3 千円を減額補正いたします。

その下、1 款、1 項、3 目営業設備費の減額 50 万円につきましては、量水器の新設や更新のための予算のうち未執行分を減額補正いたします。

以上合わせまして、資本的支出において 2,933 万 6 千円の減額補正をいたします。

続きまして、上の表。資本的収入の表を見ていただきますと、1 款、2 項の補助金は、国庫補助金であるところを計上科目を誤り県補助金に計上していたため、県補助金をゼロとし、国庫補助金に計上し直しております。その上で、国からの割当額が予算より少ない 520 万 9 千円であったため、189 万 1 千円を減額補正いたします。

その下、1 款、3 項、1 目工事負担金は、当年度工事区間の延長の減による消火栓の設置基数の減に伴いまして 103 万 8 千円を減額補正いたします。

以上、合わせて、資本的収入におきましては、292 万 9 千円の減額補正を行います。

これで平成 29 年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の

説明を終わります。よろしくお願いします。

総務課長（麻田正志君）

それでは私からは、議案第 8 号から議案第 27 号までの説明をさせていただきます。

まず議案第 8 号、平成 30 年度佐川町一般会計予算から、議案第 16 号、平成 30 年度佐川町病院事業特別会計予算につきましては、予算勉強会におきまして各担当課長から説明をさせていただきますので、ここでは省略のほうさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは議案第 17 号、佐川町用語等の整理に関する特別措置条例の制定につきまして説明をさせていただきます。

本条例につきましては、公正で民主的な行政を確保するために、例規集のホームページ公開に向けまして、本年度、町の条例規則等、約 670 件につきまして、その内容の精査のほうを行いました。本議案は、この精査の結果、条例に関しましてその制定の目的及び意義に反しない限りにおいて、用字、用語の整理、法形式の整理、引用法令の整理、引用規定の標記の統一を行うものということになっておりまして、常用漢字表、公用文における漢字使用、その他告示、通知の定めるところに従い、必要な事項を定め、該当する条例の一括改正を行うということになっております。

第 1 条のほうにおきましては、この条例の趣旨のほうを定めております。趣旨といたしまして、本町において現に施行中の条例の用語、用字、送り仮名等の整理を図るために必要な事項を定めるということにしております。

第 2 条におきましては、既存の条例に用いている用語等につきましては、第 1 号の常用漢字表から第 4 号の送り仮名のつけ方についての告示及び通知の定めるところに従い、整理することについて定めております。

第 3 条につきましては、法令等の引用等の規定ということになっておりまして、既存の条例に引用されています法令等の題名で最初に引用されているもののうち、法令番号等が付されていないものにつきまして、法令番号等を付することについて定めております。

第 4 条。第 4 条は別表や様式に係る条番号が付されていないものについて、関係する条番号を付すること、及び様式において〇〇殿とあるものを〇〇様に統一することについて定めており

ます。

第5条につきましては、条文に句読点が欠けているものはつけまして、余分についているものについては削るということについて定めております。

第6条、裏のページになりますけれど、第6条は今説明をいたしました第2条から第5条までに規定するもののほかに改める必要があるものは、その内容は変えずに統一することについて定めております。

第7条は、この条例以外に必要な事項については、別に定めるということにしております。

続きまして、議案の第18号、佐川町例規等内容精査に伴う条例の整備に関する条例の制定につきましては、こちらのほうは先ほどの議案第17号と同様に、本年度、町の条例規則等約670件につきまして、その内容の精査により条例に関しまして、規定内容と事業内容等の整合性についての把握、そして規定内容の再検討を行った結果、必要な規定の追加、削除等を行う必要があります75件の条例の改正と2件の条例の廃止を行うという内容になっております。

75件の条例改正につきましては、各担当課の所管する事務事業等につきまして、現状に即した内容等への一部改正ということになっております。

また廃止する条例2件につきましては、第76条のほうにおいて平成元年に制定されました昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例及び平成3年に制定されました佐川町税条例の臨時特例に関する条例について廃止するものということになっております。

75件の条例の一部改正につきましては、参考資料 議案第18号関係で、現行と改正後の案を比較しました新旧対照表のほうを作成させていただいておりますので、御確認のほうをお願いしたいと思います。

続きまして、議案第19号、佐川町課設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成30年度の機構改革によりまして、収納管理課の業務のうち、私債権と非強制徴収公債権に関する業務を各担当課に引き継ぎ、その他の業務は税務課に引き継ぎ、収納管理課を廃止することに伴いまして条例の一部を改正するものということになっております。

収納管理課につきましては、佐川町の滞納に対する取り組みといたしまして、平成 21 年度に滞納整理課を設置し、滞納者の名寄せと徴収、給食費の徴収強化の取り組みを開始いたしました。その後、平成 25 年度にさらなる取り組みといたしまして、滞納整理課を収納管理課に組織改編を行い、徴収の一元化の取り組みも開始いたしました。この取り組みによりまして徴収率のほうは向上いたしまして滞納額も減少、収納管理課の業務量も縮小されてきました。

徴収率の向上に伴います滞納額の減少や業務量の縮小の中で、今後の一元徴収のあり方、業務分担についての協議を重ねまして、平成 30 年度から私債権、非強制徴収公債権の徴収の業務を担当課業務といたしまして、平成 31 年度には他課の分割も考えられていることから、平成 31 年度に収納管理課を廃止する予定ということにしております。

今回、退職者に伴う人事などのこともありまして、1 年前倒しで実施する予定といたしました。ただし、収納管理につきましては、税務課内に収納管理に係る対策室を置きまして、非強制徴収公債権等の徴収に関することや、未収金等について担当課と徴収や法的措置の対応についての協力、支援を行っていく予定ということになっております。

それでは、改正の内容につきまして、参考資料のほうで説明をさせていただきます。参考資料（議案 19 号関係）のほうをごらんください。

こちらのほうは第 1 条では第 4 号にありました収納管理課のほうを削りまして、第 5 号を第 4 号として、第 6 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げるということにしております。第 2 条の第 3 号では、税務課の分掌事務を、こちらにあります参考資料のとおり改めるということにしております。裏面のほうになりますけれど、第 4 号、こちらの第 4 号では収納管理課に関する第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げるという内容になっております。以上でございます。

続きまして、議案第 20 号、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明をいたします。

今回の改正の対象となりますのは、今条例第 2 条に規定されております高度の専門的な知識・経験または優れた識見を有する者等が

対象となっておりまして、現在勤務しております任期付の短時間勤務職員はこの改正の対象とはなっておりません。改正内容につきましては、平成 29 年人事院勧告に伴い、対象職員に係る給料表及び期末手当の支給割合について改正をするものとなっております。

第 1 条の規定につきましては、平成 29 年 4 月 1 日から適用いたしまして、第 2 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行するものという内容となっております。

続きまして議案第 21 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明をいたします。

こちらのほうは平成 29 年人事院勧告に伴い、給料表を改正し、勤勉手当の支給割合のほうも 0.1 増と改正するものであります。第 1 条は 12 月に支給する勤勉手当の支給割合を、一般職の職員は 100 分の 85 から 100 分の 95 としまして、0.1 月増。再任用職員の勤勉手当は 100 分の 40 から 100 分の 45 とし、0.05 月増としまして、別表第 1 にあります給料表を改正し、この第 1 条につきましては、平成 29 年 4 月 1 日から適用するものということになっております。

第 2 条につきましては、第 1 条で適用しました期末手当の支給割合増の 0.1 月及び 0.05 月増分を 6 月及び 12 月の支給割合が同じ支給割合になるように改正しまして、平成 30 年の 4 月 1 日から施行するものという内容となっております。

続きまして議案第 22 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、町長等に対して支給する期末手当の支給割合につきまして、国に準拠いたしまして 0.05 月増としまして支給割合を 100 分の 145 から 100 分の 150 と改正し、平成 29 年 4 月 1 日から適用するものということになっております。

また、別表第 1 の改正につきましては、平成 30 年 4 月 1 日から設置いたします佐川町教育研究所の教育研究所所長及び教育研究所教育指導員の月額報酬を新たに定めます。また、不登校対策にかかわる社会教育指導員及び教育相談員の勤務時間の見直しに伴い、月額報酬を改正するものということになっております。

参考資料の、22 号関係をごらんください。

1 ページめくっていただきますと、赤字の部分がございます。こちらのほうで監査委員の項の次に、研究所所長の報酬月額 20 万円、そしてその次に教育研究所教育指導員の報酬月額 16 万 8 千円を新

たに定めます。そして次の社会教育指導員（人権担当）の報酬月額 13 万 8,500 円を 14 万 4 千円に、その次に教育相談員の報酬月額 10 万 4,100 円を 12 万 8 千円に改正する内容ということになっております。なおこの別表第 1 の改定規定につきましては、平成 30 年 4 月 1 日から施行するということになっております。

続きまして議案第 23 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、教育長に対して支給いたします期末手当の割合について、国に準拠いたしまして 0.05 月増とし、支給割合を 100 分の 145 から 100 分の 150 と改正し、平成 29 年 4 月 1 日から適用するという内容であります。

続きまして議案第 24 号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議会の議員に対して支給する期末手当の支給割合について、国に準拠いたしまして 0.05 月増とし、支給割合を 100 分の 145 から 100 分の 150 と改正しまして、平成 29 年 4 月 1 日から適用するものということになっております。

続きまして議案第 25 号になります。佐川町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定につきましては、地方公務員の継続的な勤務を促進するため、外国で勤務等をする事となった配偶者とともに生活をともにすることを希望する職員に対し、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより休業を承認できる制度、この制度につきまして新たに制定するものであります。

佐川町のほうにおいては、現在、該当する者はございませんけれど、国や県に準拠いたしまして同様の制度について定めるものということにしております。

第 1 条のほうにつきましては、その目的を規定しております。第 2 条は、承認することができる場合を規定しております。第 3 条につきましては、その休業の期間を定めております。その期間を 3 年以内ということにしております。第 4 条のほうでは、対象となる配偶者が外国に滞在する事由を定めております。第 5 条、第 6 条につきましては、その承認の申請及び休業の期間の延長について定めをしております。第 7 条につきましては、休業の承認を取り消す事由について定めております。第 8 条につきましては、各届け出について定めております。第 9 条につきましては休業する職員について、配置がえ等によってその職員の業務を処理することが困難となった

場合に、その業務を処理するために任期付採用及び臨時的採用について定めております。第 10 条は、休業した職員が職務に復帰した場合の給料の号級の調整について定めております。第 11 条は、この条例に定めるもの以外に、必要な事項のほうにつきましては規則で定めるということにしております。

続きまして議案第 26 号、加茂地区住民センター・老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の廃止につきまして説明をさせていただきます。

こちらのほうは加茂駅近くにあります加茂地区住民センター及び老人憩いの家につきまして、施設の老朽化や、そのすぐ近くに加茂地区集落活動センターが完成いたしまして、そちらのほうを住民の方が使用することになり、この施設につきまして住民の方の使用がなくなったことなどにより、管理することが不要となりました加茂地区住民センター及び老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の廃止を行うものとなっております。

続きまして議案第 27 号、佐川町消防団員任免に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、用字用語等の改正また消防団の団長及び副団長の任期を定めること、現状に合わせて係長を機関員に改める内容ということになっております。

現状としまして、佐川町消防団の代表として団長、副団長を町長が本条例に基づき任命のほうをさせていただいております。ただ、任期については条文のほうに規定がなく、その進退については御本人の判断に委ねられているという現状になっております。団長、副団長が交代となる際には、各分団の人事にまで影響があるということで、いつ交代となるかわからないといった現状では組織の統正がとりづらい場合があります。近隣の町村の状況のほうを見ましても、任期を定めている市町村がほとんどでありまして、世代交代等も問題なく行われているようです。

このため佐川町としましても任期を設けることにより円滑な消防団内部の人事や世代交代に一定の規則性を持たせるよう条例を改正するものとしております。この条例において団長及び副団長の任期のほうは 2 年ということにしております。ただ補欠者の任期につきましては、前任者の残任期間と。さらに団長及び副団長の再任については妨げないという内容になっております。

以上で、議案第 17 号から議案第 27 号までの条例議案の説明とさ

させていただきます。よろしくお願いいたします。

税務課長（森田修弘君）

それでは私のほうから議案第 28 号、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、税率の改正と国民健康保険制度の改正に伴い地方税法施行規則が改正されたことにより必要となる改正を行うものでございます。

現在の税率は平成 27 年に改正されたものでございますが、国民健康保険制度の制度改正により平成 30 年度からは県が財政運営の責任主体として中心的役割を担うことになり、町は県が算定した事業費納付金に応じて保険税額を算定することとなります。なお税率の改正につきましては、国保担当課の町民課より依頼のありました必要額と算定方式に基づいて行っております。

参考資料のほうで説明させていただきますので、参考資料（議案 28 号関係）をごらんください。

まず 1 の必要額についてでございます。これは保険税等によって集める額ということになりますが、保険税を算定する際の軽減前の金額となっております。①、左側になりますが、現行税率による試算をするとですね、医療分、後期高齢支援分、介護分の合計で約 3 億 1,300 万円でございます。右が改正の基礎となる数値になりますが、②の平成 30 年度必要額ですが、合計で 3 億 200 万円。③になりますが、これの差額、比較になります。①の算定額と②の必要額との比較ですが、合計で 1,100 万円の減額となります。

2 の算定方式の変更と割合についてですが、現行の算定方式は 4 方式です。これは所得割、資産割、均等割、平等割の 4 つの基準から算定をする方式ですが、この算定方式を所得割、均等割、平等割の 3 つの基準から算定する 3 方式に改正します。また、改正後の割合につきましては、県が事業費納付金を算定する際に用いた割合に準じております。

次のページ、2 ページのほうを見ていただきたいと思います。

3 の改正税率、条例の税率の改正内容になっております。上の表が先ほどの 1 の必要額と 2 の算定方式の変更と割合を踏まえた税率となっております。左の表が現行で、右の表が改正後の税率となっております。医療分で見ますと、所得割、これは前年度の所得に対する割合ですが、現行が 6.5%、改正後は 6.2%となります。資産割、

これは所有する固定資産に対する割合ですが、現行は 32%、改正後は資産割はなくなります。均等割、これは被保険者に対する割合ですが、現行が 2 万 1,200 円、改正後は 2 万 5,600 円になります。平等割、これは世帯に対する割合ですが、現行が 2 万 200 円。改正後は 1 万 8 千円となります。同じように、後期高齢支援分と介護分も表のように改正となります。

特定世帯等に対する平等割の軽減措置と低所得者にかかる応益割の軽減額については、基礎となる税率を改正することで、下の表のように改正となります。

次のページ 3 ページから 11 ページまでにつきましては、条例改正の新旧の対照表となっております。税率の改正以外の改正部分につきましては、制度改正により町は保険税等を財源として事業費納付金を県に納付することとなるため、規定の改正が必要となるものです。

最後のページ 12 ページにつきましては、賦課額の見込みについて、試算をしたものですが、賦課に際しましては、今回の改正により軽減対象となる応益割が増加するために、実際に課税される賦課額の総額は、ごらんの表のように減額となる見込みになっております。

なお条例の施行日は、平成 30 年 4 月 1 日です。

以上で、議案第 28 号の説明を終わります。よろしく申し上げます。
町民課長（和田強君）

それでは私のほうから、議案第 29 号及び議案第 30 号の説明をさせていただきます。

まず議案第 29 号、佐川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、説明させていただきます。参考資料（議案第 29 号 関係）新旧対照表をごらんください。

本議案につきましては、平成 30 年度以降、都道府県及び市町村が行う事務や設置する国民健康保険事業の運営に関する協議会について、国民健康保険法にそれぞれ分けて規定されることに伴い、新旧対照表のように条例の一部を改正するものであります。

議案第 29 号の説明は以上です。

続きまして議案第 30 号、佐川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明させていただきます。

本議案につきましては、国民健康保険の制度改正にあわせて、国

民健康保険の被保険者であって住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされている県外に住所を有する者が、後期高齢者医療制度に加入した場合に、当該住所地特例の適用を引き続き従来の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者とされることとなったことにあわせて条例の一部を改正するものであります。

以上で、私からの説明を終わります。よろしくお願いいたします。
健康福祉課長（田村秀明君）

それでは私のほうから、議案第 31 号から議案第 36 号までを補足説明をさせていただきます。

議案第 31 号、第 5 期佐川町障害福祉計画の策定につきまして、補足説明をさせていただきます。参考資料の（議案第 31 号関係）をごらんください。

資料のほうは、佐川町第 5 期障害福祉計画、第 1 期障害児福祉計画の一体的な計画の概要版となっていますが、議案の議決を求めるものは、第 5 期障害福祉計画となります。主な計画の内容は、平成 32 年度末までに達成すべき成果の目標の設定と、障害福祉サービスの利用見込み量になっております。

2 ページのほうをお開きください。

第 1 章、計画策定の基本的な考え方の計画策定の趣旨ですが、第 1 期障害福祉計画策定時より、やさしさ はぐくむ みんなのさかわ、を施策の方針として、障害のある人や子供、青少年、高齢者など全ての人が尊重され、ともに生活できる地域づくりを進め、障害のある人の自立と社会参加を促してきました。障害のある人を取り巻く環境が大きく変化する中、法律に基づき第 4 期佐川町障害福祉計画を策定し、国や県の動向に留意しつつさまざまな施策を推進し、障害者福祉の向上を図ってきました。本年度が、現計画が期間満了となることから策定をするものです。

3 ページ、3 の計画の位置づけですが、障害者総合支援法第 88 条に基づいて定められます市町村障害福祉計画です。今回は平成 30 年度の児童福祉法の改正により第 1 期障害児福祉計画と一体的な策定となっています。4 の計画の期間につきましては、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 カ年計画です。5 の計画の基本的な考え方は、国が基本的な理念やサービス量を見込むためのガイドラインを踏まえております。

4 ページのほうでは、障害のある人を取り巻く現状であり、各種

手帳の交付者数と障害支援区分認定の実施状況となっております。

6 ページは、障害者総合支援法に基づくサービスの体系図です。破線より上が第5期佐川町障害福祉計画となっております。7 ページから9 ページは福祉施設の入所者の地域生活への移行や精神障害児にも対応した地域包括ケアシステムの構築などの成果目標を、それぞれ設定をしております。

10 ページは、居宅介護、生活介護、就労支援などの各種サービスの実績値と、平成30年度から平成32年度の利用見込み量を計画しております。

11 ページから15 ページまでは、地域生活支援事業について、それぞれの取り組み内容の計画をしております。

16 ページ、17 ページは、計画の推進体制となっております。

以上で、議案第31号の説明を終わります。

続きまして、議案第32号、佐川町子ども・子育て支援事業計画の変更について、補足説明をさせていただきます。

今回の変更につきましては、子ども・子育て支援法第61条により事業計画の策定が義務づけられ、平成26年度に策定しました佐川町子ども・子育て支援事業計画の中の、地域子ども・子育て支援事業の推進を変更するものです。

策定当時には、利用者支援事業に母子保健型が設定されていなかったため、現計画にはなかった子育て世代包括支援センターを新たに加え、来年度、健康福祉課内に設置をし、妊娠期から子育て期に切れ目のない支援を行うものです。議案書のですね、2枚目、3枚目に変更前と変更後になっております。変更後の量の見込みと今後の方向性について、子育て世代包括支援センター等のことを加える変更です。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

続きまして、議案第33号、佐川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について、補足説明をさせていただきます。

今回の策定は、現計画が本年度で期間満了となるため、次期計画を策定するものです。議案書の、あんしん・いきいき・まごころの郷さかわの冊子で説明をさせていただきます。表紙から3枚目になりますが、目次のほうをごらんください。3枚目は目次になってます。目次のほうで全体の概要を説明した後、重要なところについて説明をさせていただきます。

目次です。第1章 計画の概要。計画策定の趣旨というところですが、行政報告のほうでもありましたが、現6期計画を継承し、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、福祉、介護、医療の充実、また高齢者の自立支援と要介護状態の重度化を防止することや、介護保険制度の持続可能性の確保が趣旨ということになっています。

計画の位置づけとしましては、老人保健法第20条の8及び介護保険法第117条に基づき、一体的に策定をするものです。町のほうの総合計画の中の分野別方針、健康と福祉に位置づけをされるものです。

計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間です。

制度改正の概要については、後で説明をします。

計画の策定体制。策定に当たりニーズ調査、在宅介護実態調査、家族介護者の懇談会などを実施し、4回の策定委員会を開いて策定をしております。

日常生活圏域の設定。これは佐川町全域を1つに設定をしております。

2章の高齢者等に関する現状というところですが、人口等の実績であったり、第6期計画期間における給付実績、人口・要介護認定者数の将来推計、これからの介護保険のためのニーズ調査の結果、概要です。家族介護者の懇談会での主な意見、介護事業者アンケートの調査結果の概要が第2章となっております。

第3章のほうで、計画の基本方針ということで、目指す将来像ですが、地域包括ケアシステムの深化・推進。基本目標としましては、健康づくりの支援であったり、福祉サービスの充実などになっています。

第4章のほうで施策の展開です。第3章の基本目標の施策や事業について内容を記載させていただいてます。

第5章がですね、介護保険料の設定、第6章が計画の推進となっています。

次に、重要なところについて、冊子の中のほうで説明をさせていただきます。まず4ページのほうをお開きください。4ページです。制度改正の概要ということで2つの枠があります。上の枠です。地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正ということで、平成37年には団塊世代全てが75歳以上となるほか、平成52年には、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、

人口の高齢化は今後さらに進展することが見込まれているということで改正があつてます。その中の枠内ですが、①と②です。

まず①のほうですが、地域包括ケアシステムの深化・推進です。1つ目の○が、全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みを制度化する。2つ目が、日常的な医療管理や看取り・ターミナル等の機能と生活支援としての機能を兼ね備えた介護保険施設を創設する。3つ目が、高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくなるため、介護保険と障害福祉制度に新たな共生型サービスを位置づけるということで、この3つ目の高齢者、障害者が同一事業所で共生型サービスを受けるっていうのは今回の計画の中に入れていますので、これはまた後ほど説明をさせていただきます。

②の介護保険制度の持続可能性の確保というところで、1つ目はですね、2割負担のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とすると。これ、具体的なことはですね、具体的な基準については政令で定めるということで、平成30年8月1日施行ということになっています。2つ目はですね、各医療保険者が納付する介護納付金。40から64歳の保険料、任意被保険者になりますが、これについてはですね、被用者保険間で総報酬割とするということになっています。ページのほうですね、44ページのほうを見ていただきたいと思います。44ページです。

3の施策の体系ということで、基本理念としましては、あんしん・いきいき・まごころの郷 さかわ、チーム佐川で取り組む地域包括ケアシステムの深化・推進というところですよ。基本理念に対しまして基本目標ということで4つの目標を掲げています。1つは、いきいき健康づくりの支援、2つ目はあんしん福祉サービスの充実、3つ目はまごころ地域ケアの推進、4つ目は介護保険制度の持続可能性の確保ということで、基本目標ごとに施策をいろいろ書いてます。この体系で実施をします。

ページ61ページのほうへ飛びまして、61ページです。

介護保険制度の持続可能性の確保というところで、(1)で介護保険サービスの基盤整備というのがありますが、平成29年11月末時点の介護保険サービスの基盤整備の状況は下表のとおりということで、表の左側が現在の状況になっています。今後、後期高齢者人口の増加に伴い、要介護認定者の増加も予想され、認知症高齢者の

増加も予想されます。また、障害者の高齢化が進んでいることから、障害者制度と介護保険制度の一体的なサービス提供が可能となる共生型サービスの必要性が高まっています。今回の計画期間に、平成 30 年度になりますが、認知症対応型共同生活介護と小規模多機能型居宅介護を一体的に提供できる事業者を募集し、小規模多機能型居宅介護について、障害者の受け入れも可能な共生型のサービスとして、平成 31 年度中に基盤整備を目指す計画となっています。

下の表がですね、左半分が現状です。右半分が目標です。真ん中あたりになりますが、新たなサービスというところで、地域密着型サービス、網掛けになってますが、認知症対応型共同生活介護、現状は 4 事業所の 54 床をですね、目標は 5 事業所 72 床で、1 事業所増えて 18 床を増やすようにしています。2 つ目はですね、小規模多機能型居宅介護、現状は 1 事業所で 29 人です。目標のほうは 2 事業所で 58 人です。括弧書きで書いてますが、うち 1 事業所は共生型 29 人ということで、先ほど説明をしました制度改正によって、高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けれる計画を行うものです。これが第 7 期のですね、整備の大きな変更点になります。

次に保険料です。65 ページをお開きください。

介護保険料の設定ということで、総給付費の見込み、①ですが、介護給付費の見込みということで、ここの①については要介護 1 から 5 の方のサービスの見込料になります。平成 30 年、31 年、32 年で合計が 45 億 9,816 万 3 千円になってます。②のほうで、介護予防給付費の見込みということで、こちらは要支援 1、2 の方になってます。合計で 9,384 万 8 千円になってます。

次のページにいきまして、66 ページです。

総給付費の調整後の額はですね、47 億 4,814 万 4 千円です。

67 ページです。

④のですね、標準給付費と地域支援事業費の合計になりますが、ここの数字で書いてます 52 億 7,558 万円が全体 3 年間で使うサービスの料となります。

次のページのほう、めくっていただきまして、68 ページになります。一番上の⑤です。1 号被保険者における保険料ということで介護保険料の財源につきましては、公費と保険料によって賄われてます。総支給費等に対する 1 号、2 号被保険者の保険割合は 50% と定められており、その内訳は 1 号被保険者と第 2 号被保険者の人口割

合に基づいて設定されることになってます。総給付費等に対する 1 号被保険者の負担率は、第 7 期ではですね 23%、第 6 期現在は 22% で改正されることになります。この円グラフを見ていただいてですね、円の右側がですね、公費になります。国、県、町で 50%。左側がですね、1 号被保険者と 2 号被保険者で 50%になります。第 6 期につきまして 65 歳以上の 1 号被保険者は 22%です。第 7 期については 1 %増えて 23%。2 号被保険者については第 6 期が 28%、第 7 期が 27%ということで 1 %下がります。第 7 期の保険料ですが、1 号被保険者の負担率が 1 %増えることと新たにですね、共生型のサービスを行うことで当然保険料が上がってきますので、その保険料を抑えるためにですね、69 ページの上には書いてますが、基金のほうをですね、取り崩して入れるようにしてます。3 年間で 2 千万円の基金を入れてですね、保険料を抑制するようにしてます。

69 ページのですね、イ) のところですが、所得段階別人数の推計ということで、所得段階は国の標準の 9 段階を設定しています。所得に応じてですね、1 段階から 9 段階まで設定をします。ここは推計の人数になります。第 5 段階がですね、基準額の数になってきます。

次のページを開いていただきまして、70 ページです。破線の中になります。第 7 期における 1 号被保険者の介護保険料の基準額、年額ということで 1 年の額はですね、7 万 2 千円、月額が 6 千円。第 6 期のですね、年額は 7 万 1,300 円ということで、700 円増加をしてですね、7 万 2 千円。6 期の月額は 5,942 円から 58 円増加して月額は 6 千円となっています。

71 ページがですね、第 5 段階がですね基準額になりますが、基準額は 7 万 2 千円です。あと所得に応じてですね、それぞれ調整額を掛けておりまして年額は変わってきます。この人数については先ほどのところで示したとおりです。

以上が、33 号です。

続きまして、議案第 34 号、佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、先ほどの議案第 33 号の佐川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定の中で説明しましたとおり、第 7 期の期間とですね、保険料を改正するものです。なお、施行期日は平成 30 年 4 月 1 日より施行するものです。

以上で、議案第 34 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 35 号、佐川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について補足説明をさせていただきます。

今回の制定は、介護保険法の改正や制度改正により指定居宅介護支援事業者に関することです。これは、介護認定を受けた方が介護サービスを利用するに当たり、ケアプランの作成できる事業所のことですが、今までは高知県が事業者の指定や更新、ケアマネの人数などを行っていましたが、法改正により平成 30 年 4 月 1 日より、県から市町村へ権限が移譲するために、新たに条例を制定するものであります。

以上で、議案第 35 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 36 号、佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足説明をさせていただきます。

今回の一部改正は、先ほどと同じように、法改正及び制度改正に伴うものです。現行の制度は、看護小規模多機能型居宅介護の指定を受けるためには法人であることが必要ですが、医療法の許可を受けて診療所を開設しているものを認めることを追加するための改正するものであります。

以上で、議案第 31 号から議案第 36 号まで説明を終わります。よろしくをお願いします。

教育次長（片岡雄司君）

続きまして私から、議案第 37 号、38 号につきまして御説明をさせていただきます。

まず議案第 37 号、佐川町教育相談所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明をさせていただきます。

本条例は、平成 30 年 4 月 1 日から設置されます佐川町教育研究所におきまして、不登校対策の強化のため第 4 条の教育相談員の勤務時間を改正するものでございます。参考資料（議案第 37 号関係）をごらんください。新旧対照表となっております。

変更内容の第 4 条の勤務時間を、現行の週 28 時間以内を、1 日当たり 7 時間 45 分を限度とし、一月当たり 16 日以内に改正するものです。なお、本条例につきましては、平成 30 年 4 月 1 日から施行す

ることとしております。

続きまして議案第 38 号、佐川町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明をさせていただきます。

本条例は、児童クラブの実施日及び時間につきまして、実施しない日についてを明記し、児童クラブに入会児童の保護者負担金を改正するものでございます。参考資料（第 38 号関係）をごらんください。これも新旧対照表となっております。

変更します第 3 条の（実施日及び時間）を（実施日及び実施時間）に改め、第 3 条第 1 項の各号を削除し、新たに児童クラブを実施しない日につきまして、第 1 項第 1 号に、土曜日（ただし第 1 及び第 3 土曜日は除く。）及び日曜日。第 2 号に、国民の祝日に関する法律に規定する休日。第 3 号に、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで。第 4 号に、台風等の特別な事情がある日。第 5 号に、学校の閉校日（代休の日等）、第 6 号に、その他佐川町教育委員会が事前に設置しないことを通知した日を明記しております。また第 7 条の保護者負担金の第 1 項の納入を納付に改め、第 2 項の別表 1 に定める額とするを、児童 1 人につき月額 5 千円とするに改めます。そして別表 1、第 7 条 2 項関係と第 7 条第 3 項を削除させていただいております。これによりまして児童 1 人当たりの保護者負担金月額が 7 月と 8 月以外の月額 5,500 円と 7 月 7,250 円、8 月 1 万 500 円。また夏休み期間のみ入所の場合の 7 月 3,500 円、8 月 1 万 500 円が、夏休み期間のみの場合も含み通年で児童 1 人当たり月額 5 千円となります。なお、この条例につきましても平成 30 年 4 月 1 日から施行としております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

私のほうからは、議案第 39 号と第 40 号の補足説明をさせていただきます。

まず議案第 39 号、佐川町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、でございます。お手元のほうに、金額面の新旧対照表をお配りしておると思います。佐川町病院事業の管理者は院長を兼ねております。そのため、病院事業管理者の給料月額を、国の医療職俸給表改正に合わせて増額するものでございます。施行期日は附則のほうにございまして、この条例

は、平成 30 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上よろしくをお願いします。

続きまして議案第 40 号、佐川町病院事業薬剤師人材育成奨学金貸与条例の制定について、でございます。これは新たに条例を制定するものでございます。お手元のほう議案第 40 号関係の参考資料をお配りしておると思いますので、こちらのほうで説明させていただきます。

まず、上の端のところでございますが、第 1 条、目的のところです。高北病院の薬剤師の充実及び確保を図るため、将来高北病院において薬剤師の業務に従事しようとする者に対し奨学金を貸与することを目的とするものでございます。

第 2 条関係には、奨学金の貸与のことが記されておりますが、貸与の条件としましては、薬剤師免許を取得後、高北病院において薬剤師業務に従事しようとする薬学生、あるいは勉学の意欲が旺盛で心身ともに健全であること。こういったことなどの要件が貸与要件というものでございます。

第 3 条のほうには、奨学金の額でございますが、月額 10 万円。貸与期間は 6 年を限度とするものでございます。

それから第 4 条では、奨学生の報告義務、定期的に修学状況について病院事業管理のほうに報告をさせることとしてございます。

第 5 条、ここは貸与の一時停止、あるいは取り消しとかいう内容のところでございますが、貸与要件を欠いたときとか、あるいは貸与を受けることを辞退したとき、あるいは病気または負傷により卒業の見込みがないときといったときなどに、停止または取り消しというものでございます。

それから第 6 条には、6 のところ、償還というところがございますが、奨学金の借り受け者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに貸与を受けた奨学金を償還しなければならない。まず、貸与を取り消されたとき。それから、大学に入学後 7 年以内に薬剤師国家試験に合格できなかったとき。薬剤師は 6 年在学せんといきませんが、2 回落ちたらいかんというような内容でございます。薬剤師免許を取得後、速やかに高北病院において薬剤師業務に従事しなかったとき、と。それから（3）のところですが、借り受け者が高北病院において薬剤師業務に従事している間は、償還を猶予する、でございます。

第7条のほうには、償還の免除、(1)のところですが。借り受け者は高北病院において薬剤師業務に従事した期間が貸与期間の2倍、6年ですので、2倍、12年間に相当する期間に達したとき、奨学金の全部を償還を免除すると。要は、6年間奨学金を貸与受けて高北病院で12年間働けば、償還を免除するということでございます。

なお、施行期日は附則のほうに示しておりまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

なお、高北病院の薬剤師の現状を申し添えておきますと、現在薬剤師数は4名おりますので、数からいえば充足しておるわけでございます。ところが平均年齢はもう50代の半ばを超しておるような実態でありますし、なお、この4名の高北病院での在職年数は、30年以上の方が1人で、約3年の方が1名、約1年の方が2名ということになっております。近年、やめたりいろいろありまして、そのため採用せないかんが、なかなか来てくれる方がいない。だからこういった年齢的にも非常に高い方に入って、非常にというたら失礼、私より若いですけど、こういった方に来ていただいて何とかつなぎをしておるというような実態でございます。そのため、学卒、大学を6年間卒業して薬剤師国家試験に合格した方に、まあ言えば将来を担うていける薬剤師を確保したいがために、こういった制度をつくるものでございます。どうぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

産業建設課長（公文博章君）

それでは私のほうから、議案第41号、町道路線の認定について、御説明いたします。A3サイズ横長の参考資料、議案第41号をごらんください。

この参考資料の右側に、町道四ツ白7号線の位置をお示ししています。左の平面図をごらんください。町道四ツ白7号線は、県道庄田伊野線と、県道柳瀬越知線を結ぶ延長477.15メートルの1車線道路です。この区間は、辺地対策事業債を活用して平成24年度から測量等の事業に着手をし、翌25年度から工事に着手しまして、先月末に工事のほうが完成いたしました。この区間が開通することにより、フスボリ地区に今まで入っていくことのできなかった大型の消防車両の活動が可能となり、住民の安全・安心に大きく寄与できるものと考えております。

またバイパスによる通行距離と時間の短縮によりまして、道路利

用者の利便性も向上するものです。当議案第 41 号は、今議会におきまして、道路法第 8 条第 2 項の規定、市町村長が道路を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならないとありますので、町道四ツ白 7 号線の認定について議会の議決を求めるものです。

以上です。よろしくお願いいたします。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

私のほうからは、議案第 42 号の補足説明をさせていただきます。議案第 42 号、尾川地区集落活動センターたいこ岩の指定管理者の指定につきましては、平成 30 年 3 月 31 日に指定期間が満了いたしますことから、これまでの管理実績等を踏まえまして、引き続き尾川地区での地域活性化の中心的役割を果たしていただいております尾川地区活性化協議会に当施設の指定管理を指定するものです。指定期間につきましては、集落活動センター設置及び管理に関する条例第 7 条の規定に基づきまして 5 年間とするものです。

以上、よろしくお願いいたします。

教育次長（片岡雄司君）

私から、議案第 43 号、佐川町民プール及び佐川町民テニスコートの指定管理者の指定につきまして御説明をさせていただきます。

佐川町民プール及び佐川町民テニスコートの指定管理の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例、第 2 条に基づく公募による選定によりまして高知県高岡郡日高村下分 1312 番地 3、有限会社ファイブ・エコ、代表取締役川村裕範を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定の期間につきましては、平成 30 年の 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間としております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

産業建設課長（公文博章君）

それでは私のほうから、議案第 44 号、第 45 号について補足説明をいたします。

議案第 44 号、ふれあいの里尾川の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設にかかる指定管理者の指定手続き等に関する条例第 2 条に基づく公募によらない選定によりまして、従前、指定管理者になっていただいております尾川地区活性化協議会を指

定管理者に指定するものでございます。指定の期間は平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までとしております。

次に、議案第 45 号、佐川町永野共同集荷所（貯蔵施設）の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設にかかる指定管理者の指定手続き等に関する条例第 2 条に基づく公募によらない選定によりまして、施設の使用目的やこれまでの管理実績から、J A コスモス農業協同組合を指定管理者に指定するものでございます。指定の期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（永田耕朗君）

これで、議案第 1 号から議案第 45 号までの提案理由の説明を終わります。

本日の会議はこれもちまして終わります。

次の開会を、5 日の午前 9 時とします。

本日は、これをもって散会します。

散会 午後 0 時 26 分

